入　札　説　明　書

件　名

救助工作車（Ⅲ型）製造請負

仙　台　市

この入札説明書は，政府調達に関する協定（平成7年条約第23号），地方自治法（昭和22年法律第67号），地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。），地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7年政令第 372号），仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。），物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7年仙台市規則第93号。以下「特例規則」という。），仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁。以下「要綱」という。），本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか，本市が発注する調達契約に関し，一般競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）が熟知し，かつ，遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

１　公告日　**平成27年7月2日**

２　入札担当部局，問合せ先及び契約条項を示す場所

(1)　所　在　地：〒980-8671　仙台市青葉区国分町三丁目７番１号

(2)　担　当　課：仙台市財政局契約課物品契約係　　電話022-214-8124

(3)　調達責任者：仙台市長　奥山　恵美子

３　競争入札に付する事項

(1)　件名及び数量　　**救助工作車（Ⅲ型）製造請負**　　　　1台

(2)　案件内容　　別添仕様書のとおり

(3)　納入場所　　別添仕様書のとおり

(4)　納入期限　　平成28年3月30日まで

４　競争加入者に必要な資格

一般競争入札参加申請書の提出期限の日から開札の時までの期間において，次に掲げる要件をすべて満たす者で，本市の審査により本競争の競争加入者に必要な資格があると認められた者とする。

(1)　仙台市における平成26・27・28年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けている者であること。また，当該資格において営業種目を「**大型・特殊車**」で登録している者であること。

(2)　施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しないこと。

(3)　要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

(4)　有資格業者に対する指名停止に関する要綱第2条第1項の規定による指名停止を受けていないこと。

(5)　会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。

(6)　民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。

(7)　資本金10,000千円以上であること。

５　競争加入者に必要な資格の確認等

(1)　本競争の参加希望者は，４に掲げる競争加入者に必要な資格を有することを証明するため，次に従い，一般競争入札参加申請書及び添付書類（以下「一般競争入札参加申請書等」という。）を提出し，本市から競争加入者に必要な資格の有無について確認を受けなければならない。

４(1)の認定を受けていない者も次に従い一般競争入札参加申請書等を提出することができる。この場合において，４に掲げる事項のうち４(1)以外の事項を満たしているときは，開札の時に

おいて４(1)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争加入者に必要な資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が本競争に参加するためには，開札の時において４(1)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお，期限までに一般競争入札参加申請書等を提出しない者並びに競争加入者に必要な資格がないと認められた者は，本競争に参加することができない。

ア　提出書類：① **一般競争入札参加申請書**
② **誓約書**（要綱　別記様式）
③ **メンテナンス体制証明書**（別紙１－１，１－２。なお，事前に，消防局総務部管理課に提出し，確認を受けたものを提出すること。）
④ **同等品申請書兼承認書**（別紙２。ただし，同等品での入札参加を希望する場合のみ提出すること。また，事前に，消防局総務部管理課に申請し，承認を受けたものを提出すること。）

イ　提出期間：**平成27年7月2日から平成27年7月22日まで**（持参の場合は，土曜日，日曜日及び祝日を除く毎日午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで。）

ウ　提出場所：〒980-8671　仙台市青葉区国分町三丁目７番１号
仙台市財政局契約課物品契約係　　電話022-214-8124

エ　提出方法：持参又は配達証明付き書留で郵送すること。

(2)　**一般競争入札参加申請書**及び**誓約書**の様式は本入札説明書に添付していないので，本入札説明書を公開しているホームページの記載に従い入手し，作成すること。

(3)　競争加入者に必要な資格の確認は，上記の提出期限の日以後，本市の審査により行うものとし，その結果は**平成27年8月3日まで**に通知する。なお，本競争への参加資格があると認められた者に対しては本競争に係る「一般競争入札参加資格認定通知書」を交付する。

6　平成26・27・28年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けていない者の手続き

(1)　本競争の参加希望者で，４(1)に掲げる平成26・27・28年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けていない者は，次により当該資格審査申請を行うことができる。

ア　提出書類：仙台市ホームページで確認すること。
http://www.city.sendai.jp/dl/b/d/1195318_1985.html

イ　提出期間：**平成27年7月2日から平成27年7月17日まで**（土曜日，日曜日及び祝日を除く毎日午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで。）

ウ　提出場所：５(1)ウに同じ。

エ　提出方法：持参すること（郵送その他の方法による提出は認めない。）。

(2)　平成26・27・28年度競争入札参加資格(物品)の認否の決定は，上記の提出期限の日以後，本市の審査により行うものとし，その結果は認否の決定後に通知する。

7　仕様書に対する質問

(1)　本競争の参加希望者で，別添仕様書に対する質問（見積に必要な事項に限る。）がある場合は，次に従い提出すること。

ア　提出書類：**質疑応答書**（別添様式。質問事項を記載すること。）

イ　提出期間：５(1)イに同じ。

ウ　提出場所：５(1)ウに同じ。

エ　提出方法：５(1)エに同じ。

(2)　(1)の全ての質問に対する回答は，**平成27年7月31日まで**に，本入札説明書を公開しているホームページ内に掲載する。

8　入札及び開札の日時及び場所

(1)　日　時：**平成27年8月18日　16時30分**

ただし，郵便による入札の受領期限は**平成27年8月17日**とする。

(2)　場　所：〒980-8671　仙台市青葉区国分町三丁目７番１号

仙台市財政局契約課入札室（ただし，郵便による入札の提出場所は，仙台市財政局契約課物品契約係）

9　入札保証金及び契約保証金

(1)入札保証金：免除

(2)契約保証金：免除

10　入札及び開札方法等

(1)　入札書は持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）すること。電報，電話その他の方法による入札は認めない。

(2)　競争加入者又はその代理人は，仕様書，図面及び契約書案並びに規則及び特例規則を熟知の上，入札をしなければならない。

(3)　競争加入者又はその代理人は，本競争に参加する他の競争加入者の代理人となることはできない。

(4)　入札室には，競争加入者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び10(20)の立会い職員以外の者は入室することができない。ただし，入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は，付添人を認めることがある。

(5)　競争加入者又はその代理人は，入札開始時刻後においては，入札室に入室することができない。

(6)　競争加入者又はその代理人は，入札室に入室しようとするときは，入札関係職員に**一般競争入札参加資格認定通知書**（５の手続きにより本市から交付を受けたもので，写しによることができる。）及び**身分を確認できるもの**（自動車運転免許証，パスポート，会社発行の写真付身分証等ですべて原本）並びに代理人をして入札させる場合においては**入札権限に関する委任状**（別添様式によること。）を提示又は提出しなければならない。

(7)　競争加入者又はその代理人は，入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか，入札室を退室することができない。

(8)　入札室において，次の各号の一に該当する者は，当該入札室から退去させるものとする。

ア　公正な競争の執行を妨げ，又は妨げようとした者

イ　公正な価格を害し，又は不正の利益を得るため連合をした者

(9)　競争加入者又はその代理人は，別添様式による入札書を作成し，提出すること。なお，入札書には，次の事項を記載すること。

ア　件名　（**救助工作車（Ⅲ型）製造請負**）

イ　入札金額（**総額（課税業者にあっては消費税及び地方消費税相当額抜き）**）

ウ　日付（持参の場合は入札日を，郵送の場合は発送日を記入すること。）

エ　宛て先（「仙台市長」と記入すること。）

オ　競争加入者本人の氏名（法人にあっては，その名称又は商号）

カ　入札者氏名及び押印（押印は，外国人にあっては，署名をもって代えることができる。）

(10)　入札書及び入札に係る文書に使用する言語は，日本語に限る。また，入札金額は，日本国通貨による表示に限る。

(11)　持参による入札の場合においては，入札書を封筒に入れ，かつ，その封皮に競争加入者の氏名（法人にあっては，その名称又は商号），件名及び入札日を表記し，８(1)に示した日時に，８(2)に示した場所において提出しなければならない。

　郵便による入札の場合においては，二重封筒とし，表封筒に入札書在中の旨を朱書きし，入札書を入れて密封した中封筒及び一般競争入札参加資格認定通知書の写しを入れ，８(1)に示した受領期限までに，８(2)に示した場所に到達するよう郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）しなければならない。なお，この場合，中封筒の封皮には，上記の持参による入札の場合と同様に必要事項を記載しておくこと。

(12) 入札金額は，一切の諸経費（ただし，仕様書において発注者が負担することとしているものを除く。）を含めて見積もった金額とすること。

(13) 落札決定に当たっては，入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので，競争加入者又はその代理人は，消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず，見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(14) 競争加入者又はその代理人は，入札書に使用する印鑑を持参し，再度入札等に備えること。

(15) 入札書及び委任状は，ペン又はボールペン（えんぴつは不可）を使用すること。

(16) 競争加入者又はその代理人から提出された書類を本市の審査基準に照らし，採用し得ると判断した者のみを落札決定の対象とする。

(17) 競争加入者又はその代理人は，入札書の記載事項を訂正する場合は，当該訂正部分について押印しておかなければならない。ただし，入札金額の訂正は認めない。

(18) 競争加入者又はその代理人は，その提出した入札書の引換え，変更，取消しをすることができない。

(19) 入札執行主務者は，競争加入者又はその代理人が相連合し，又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは，当該競争加入者又はその代理人を入札に参加させず，又は当該入札を延期し，若しくはこれを取りやめることができる。

(20) 開札は，競争加入者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において，競争加入者又はその代理人が立ち会わないときは，当該入札執行事務に関係のない本市職員を立ち会わせてこれを行う。

(21) 開札をした場合において，競争加入者又はその代理人の入札のうち予定価格以下の入札がないときは，再度の入札を行うことがある。ただし，郵便による入札は初度のみ認める。

11　入札の無効

　次の各号の一に該当する入札書は無効とし，無効の入札書を提出したものを落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

　なお，本市より競争加入者に必要な資格がある旨確認された者であっても，開札時点において，４に掲げる資格のないものは，競争加入者に必要な資格のない者に該当する。

(1)　４に示した競争加入者に必要な資格のない者の提出した入札書
(2)　要綱第４条第１項の規定により，入札参加資格を失った者の提出した入札書
(3)　件名又は入札金額の記載のない入札書
(4)　競争加入者本人の氏名（法人にあっては，その名称又は商号）並びに入札者氏名の記載及び押印のない又は判然としない入札書
(5)　代理人が入札する場合は，競争加入者本人の氏名（法人にあっては，その名称又は商号）並びに入札者氏名（代理人の氏名）の記載及び押印のない又は判然としない入札書
(6)　件名の記載に重大な誤りのある入札書
(7)　入札金額の記載が不明確な入札書
(8)　入札金額を訂正した入札書
(9)　一つの入札について同一の者がした二以上の入札書
(10) 再度入札において初回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書
(11) ８(1)に示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
(12) 公正な価格を害し，又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
(13) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」に違反し，価格又はその他の点に関し，明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
(14) その他入札に関する条件に違反した入札書

12　開札及び落札者の決定方法等
(1)　有効な入札書を提出した者であって，予定価格以下で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
(2)　落札となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは，直ちに，当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において，当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは，当該入札執行事務に関係のない本市職員にこれに代わってくじを引かせ，落札者を決定する。
(3)　落札者を決定した場合において，落札者とされなかった入札者から請求があったときは，速やかに落札者を決定したこと，落札者の氏名及び住所，落札金額並びに当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては，無効とされた理由）を，当該請求を行った入札者に書面により通知する。
(4)　落札者が，規則第14条で定める期日まで，契約書の取交わしをしないときは，落札の決定を取り消す。

13　入札公告等の要件に該当しなくなった場合の取り扱い
落札決定後，契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは，当該落札決定を取り消し契約締結は行なわない。この取扱いにより，落札者に損害が発生しても，本市は賠償する責を負わない。
(1)「４　競争加入者に必要な資格.」の各号のいずれかに該当しないこととなったとき。
(2)　一般競争入札参加申請書又はその他の提出書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。
(3)　要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるとき。

14　苦情申立

本件における競争入札参加資格の確認その他の手続き等に関し，政府調達に関する協定に違反していると判断する場合は，その事実を知り，又は合理的に知りえたときから10日以内に，書面にて仙台市入札等監視委員会に対してその旨の苦情を申し立てることができる。

15　留保条項

契約確定後も仙台市入札等監視委員会から通知を受けた場合は，事情変更により契約解除をすることがある。

16　契約書の作成

(1)　落札者は，交付された契約書に記名押印し，落札決定の日から５日（その期間中に仙台市の休日を定める条例（平成元年仙台市条例第61号）第１条第１項に規定する休日があるときは，その日数を除く。）以内に契約書の取交わしを行うものとする。ただし，落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは，その事情に応じて本市が別に定めた期日までとする。

(2)　契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は，日本語及び日本国通貨に限る。

(3)　本契約は本市と契約の相手方との双方が契約書に記名して押印しなければ，確定しないものとする。

17　支払いの条件

別添契約書案による。

18　契約条項

別添契約書案，規則及び特例規則による。

19　その他必要な事項

(1)　入札をした者は，入札後，この入札説明書，契約書案，仕様書，図面，質疑応答書等についての不知又は不明を理由として，異議を申し立てることはできない。

(2)　競争加入者若しくはその代理人又は落札者が本件調達に関して要した費用については，すべて当該競争加入者若しくはその代理人又は落札者が負担するものとする。

留意事項

入札説明書本文に記載のとおり，一般競争入札参加申請時及び入札時には下記の書類等が必要となります。不備がある場合，失格又は入札無効となる場合がありますのでご注意ください。なお，一般競争入札参加資格認定通知書の再発行は行いません。

１　一般競争入札参加申請時の提出書類

□　**一般競争入札参加申請書**

□　**誓約書**（要綱　別記様式）

□　**メンテナンス体制証明書**（別紙１－１，１－２。なお，事前に，消防局総務部管理課に提出し，確認を受けたものを提出すること。）

□　**同等品申請書兼承認書**（別紙２。ただし，同等品での入札参加を希望する場合のみ提出すること。また，事前に，消防局総務部管理課に申請し，承認を受けたものを提出すること。）

２　入札時の必要書類等（持参の場合）

□　**一般競争入札参加資格認定通知書**（写し可）

□　**身分を確認できるもの**
（免許証・パスポート，会社発行の写真入り身分証明書等。ただし，原本に限る。写真付名刺，健康保険証は不可。）

□　**代理人が入札する場合は，委任状**（本市様式に限る。）

□　**入札書**（本市様式に限る。）

□　**入札用封筒**

□　**再度入札等に使用する印**

質　疑　応　答　書

件名

※回答は，本質問書の提出期限後１０日以内に，本市ＨＰ，掲示で行います。

整理番号						

質　問　事　項		回　　答

注１　この質疑応答書は，仕様書に対して質問がある場合（入札・見積に必要な事項に限る。）にのみ提出して下さい。
注２　提出期間を過ぎた場合は，受理しません。

㊞

［別紙１－１］

メンテナンス体制証明書

［救助工作車（Ⅲ型）製造請負］

1　当該車両のメンテナンスが行える整備工場（整備拠点でも可能）

⑴　最寄りの整備工場（整備拠点の）名称及び所在地（電話番号を含む）

⑵　入札希望者との関係

⑶　整備を実際に担当する人員（サービスエンジニアを含み常駐者であること）及び担当者名

⑷　点検整備及び修理依頼から着手までの所要日数は、１日で対応いたします。

２　部品供給体制

⑴　部品供給の総括窓口及び担当者名（電話番号を含む）

⑵　供給系統（フローチャート図）

㊞

［別紙１－２］

３　技術員の派遣体制

(1)　最寄りの整備工場の派遣体制

ア　緊急時の連絡系統

イ　現地への派遣方法

ウ　修理依頼から現地到着までの所要日数は、１日以内で対応いたします。

(2)　メーカーの技術員の派遣体制

ア　緊急時の連絡系統

イ　現地への派遣方法

ウ　修理依頼から現地到着までの所要日数は、２日以内で対応いたします。

上記のとおり証明いたします。

平成　　年　　月　　日

（あて先）仙台市長

競争入札参加希望者　住　　所

会 社 名

代表者名　　　　　　　　　　　　㊞

平成　　年　　月　　日

上記について確認しました。

仙台市消防局総務部管理課長　中村　良幸　㊞

㊞

［別紙２］

同等品申請書兼承認書

［救助工作車（Ⅲ型）製造請負］　　　　　　　　　　　　　　　　　(　　／　　枚)

No.	品名(材料)	メーカー名・型式	諸元	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※　上記のとおり同等品の認定を申請いたします。

平成　　年　　月　　日

住　　所

会 社 名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

※　上記の申請品を同等品として承認いたします。

平成　　年　　月　　日

仙台市消防局総務部管理課長　中村　良幸　㊞

印

入　　札　　書

件名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

入札金額	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

（注：契約希望金額の**１０８分の１００**の金額です。）

上記の金額で請負（供給）したいので，関係書類を熟覧のうえ，仙台市契約規則を守り入札します。

平成　　年　　月　　日

（宛て先）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　様

会社（商店）名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

入札者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

（注）委任を受けて入札する場合には，受任者名で入札することとなります。

記載例（本人の場合）

※本店の代表者又は競争入札参加資格審査申請時（登録時）において支店長等に入札・契約等に関する権限を委任している場合の支店長等が入札を行う場合。

捨印
・・・捨印の押印にあたっては、右下の印と同じ印を押印すること。

印

入　　札　　書

件名　　○○○○○○○○業務委託

	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
入札金額			￥	１	２	３	４	５	０	０	０

（注：契約希望金額の**１０８分の１００**の金額です。）

上記の金額で請負（供給）したいので，関係書類を熟覧のうえ，仙台市契約規則を守り入札します。

平成 2X 年 00 月 00 日

（宛て先）

仙台市長　　　　　　　　　　様

支店長等が入札を行う場合は，支店名も記載すること。

競争入札参加資格審査申請時（登録時）において提出した「使用印鑑届」により届け出した印を使用すること。

会社（商店）名　　○○○○○株式会社

入札者氏名　　代表取締役　○○　○○　　印

支店長等が入札を行う場合は，「支店長　○○　○○」等とすること。

（注）委任を受けて入札する場合には，受任者名で入札することとなります。

入　　札　　書

件名　　〇〇〇〇〇〇〇〇業務委託

	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
入札金額			¥	1	2	3	4	5	0	0	0

（注：契約希望金額の**１０８分の１００**の金額です。）

上記の金額で請負（供給）したいので，関係書類を熟覧のうえ，仙台市契約規則を守り入札します。

平成 2X 年 00 月 00 日

（宛て先）

仙台市長　　　　　　　様

会社（商店）名　〇〇〇〇〇株式会社

入札者氏名　〇〇　〇〇　　印

（注）委任を受けて入札する場合には，受任者名で入札することとなります。

印

委　　任　　状

平成　　年　　月　　日

（宛 て 先 ）

様

住　所

委任者

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

私は　　　　　　　　を代理人と定め，平成　　年　　月　　日

仙台市において行う下記件名の入札及び見積りに関する

一切の権限を委任します。

記

件　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

受任者は次の印鑑を使用します。

使　　用　　印　　鑑

記載例

印

委　　任　　状

平成○○年○○月○○日

（宛 て 先 ）

様

住　所　仙台市青葉区国分町３丁目７番１号

委任者　　　　株式会社　○○○○

氏　名　代表取締役　　○○　○○

・本店の代表者（競争入札参加資格審査申請時（登録時）において支店長等に入札・契約等に関する権限を委任している場合は支店長等）名で作成し，押印すること。
・印は，競争入札参加資格審査申請時（登録時）において提出した「使用印鑑届」により届け出した印を使用すること。

私は○○○○○を代理人と定め，平成○○年○○月○○日仙台市において行う下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

件　名　　○○○○○○○業務委託

受任者は次の印鑑を使用します。

使　　用　　印　　鑑

この委任状で入札に関する委任を受けた者（実際に入札に参加する者）の私印を押印すること。
入札書にはこの印を押印すること。

㊞

（案）

契　約　番　号
第　　　　　　号

製造請負契約書

収入
印紙

1　物　件　名　………………………………

2　数　　　量　………………………………

3　契約金額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

うち消費税及び地方消費税

千	百	拾	万	千	百	拾	円

4　契約保証金　　　免　　除

5　納　入　場　所　………………………………

6　納　入　期　限　　平　成　　　年　　　月　　　日

上記の物件の製造について，仙台市を発注者，消費税及び地方消費税に係る（課・免）税業者………………………………を受注者とし，上記事項及び次の条項によって物件の製造の請負に関する契約を締結する。

平成　　　年　　　月　　　日

発注者
住　所　仙台市青葉区国分町三丁目７番１号
仙　台　市
氏　名　代表者　市　長　　奥山　恵美子　　　印

受注者
住　所
氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（総則）

第１条　受注者は，別冊の仕様書及び図面（以下「設計図書」という。）に基づき，頭書記載事項に従い，頭書の物件を製造し，発注者に納入するものとする。

２　受注者は，発注者の指示により，頭書の納入期限内において，当該物件を分納することができる。

３　設計図書に明示されていないもの，又は仕様書，図面の交互符合しないものがある場合は，発注者と受注者とが協議のうえ定める。ただし，軽微なものについては，発注者の指示に従うものとする。

（定義）

第１条の２　この契約書において「遅延損害金約定利率」とは，契約締結日における，政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率をいう。

（権利義務の譲渡等）

第２条　受注者は，この契約により生ずる権利若しくは義務を，第三者に譲渡し又は承継させてはならない。

２　受注者は，この契約に基づく物件又は検査済み材料は，これを第三者に売却し若しくは貸与し又は担保の目的に供してはならない。

３　前２項の規定にかかわらず，あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は，この限りでない。

（下請負等の禁止）

第３条　受注者は，頭書物件の製造を第三者に委任し又は請負わせてはならない。ただし，あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は，この限りでない。

２　受注者は，仙台市の有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年10月29日市長決裁。以下この条において「指名停止要綱」という。）による指名停止（同要綱別表第21号によるものを除く。）の期間中の者に頭書物件の製造を委任し又は請負わせてはならない。ただし，発注者がやむを得ないと認め，前項ただし書きの規定により承諾した場合はこの限りでない。

３　第１項ただし書きの規定にかかわらず，受注者は，指名停止要綱別表第21号による指名停止の期間中の者又は仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表各号に掲げる要件に該当すると認められる者を，この契約に関連する契約（下請契約，委任契約，資材又は原材料の購入契約その他の契約で，この契約に関連して締結する契約をいう。次項において同じ。）の相手方とすることができない。

４　発注者は，受注者に対して，この契約に関連する契約の相手方につき，その商号又は名称その他必要な事項の通知を求めることができる。

（特許権等の使用）

第４条　受注者は，特許権，実用新案権，意匠権，商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下本条において「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは，その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし，発注者がその履行方法を指定した場合において，仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく，かつ，受注者がその存在を知らなかったときは，発注者は，受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（材料の品質及び検査等）

第５条　製造に使用する材料につき，設計図書にその品質が明示されていないものは，均衡を得たものを使用するものとする。

２　製造に使用する材料のうち，あらかじめ設計図書に発注者の検査を受けることを明示されたものについては，当該検査に合格したものを使用しなければならない。

（支給材料及び貸与品）

第６条　発注者から受注者への支給材料及び貸与品の品名，数量，材質並びに引渡場所及び引渡時期は，設計図書に記載したところによるものとする。

（設計図書不適合の場合の改造義務）

第７条　受注者は，頭書物件の製造が設計図書に適合しない場合において，発注者がその改造を請求したときは，これに従わなければならない。ただし，このために請負代金の増額又は履行期限の延長をすることができない。

（契約の変更及び中止等）

第８条　発注者は，必要あると認めるときは，受注者に対して契約内容を変更し又は製造の一時中止をさせることができる。この場合において，請負代金又は履行期限その他契約条件を変更する必要があるときは，発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。

（受注者の請求による履行期限の延長）

第９条　受注者は，天災その他受注者の責めに帰することができない理由により，この契約の履行が遅延するおそれが生じたときは，発注者に対して遅滞なく書面にその理由を付して履行期限の延長を求めることができる。この場合における延長日数は，発注者と受注者とが協議のうえ定める。

（一般的損害等）

第10条　製造物件の引渡し前に生じた一切の損害は，受注者の負担とする。

２　受注者は，債務の履行について第三者に損害をおよぼしたときは，その賠償の責めを負う。

（検査）

第11条　受注者は，頭書物件の製造を完成したときは，書面により発注者に通知し検査を受けなければならない。第１条第２項の規定により分納する場合も同様とする。

２　発注者は，前項の通知を受けた日から10日以内に，受注者の立会いを求めて検査を行うものとする。

（検査における不合格等）

第12条　検査の結果，不合格と判定されたときは，受注者は自己の費用をもって直ちにこれを補修し又は改造等の必要な処置をとらなければならない。

（引渡し）

第13条　発注者は，第11条第２項の検査に合格したときは，当該物件の引渡しを受けるものとする。

（中間検査）

第14条　発注者は，必要ある場合には，製造の中途において出来形部分の検査を行うことができる。

（請負代金の支払い）

第15条　受注者は，第13条の規定による引渡し完了後，所定の手続きに従って請負代金の支払いを請求するものとする。

２　発注者は，前項の支払い請求があったときは，その日から30日以内に請負代金を支払わなければならない。

（部分払）

第16条　受注者は，第１条第２項の規定により分納したときは，分納部分に対する請負代金相当額につき部分払を請求することができる。

（瑕疵担保）

第17条　受注者は，引渡しの日から１年間，製造物件の瑕疵を補修し又はその瑕疵によって生じた滅失若しくはき損その他の事故に対して損害を賠償しなければならない。ただし，発注者が特に必要があると認めるときは，別に瑕疵担保の期間について定めることができるものとする。

（履行遅滞の場合における違約金）

第18条　受注者の責めに帰すべき理由により，この契約の履行を遅延したときは，受注者は，請負代金（発注者が第１条第２項の規定により引渡しを受けたものがあるときは，当該部分に相当する代価を差し引いた額）につき，遅滞日数に応じ，遅延損害金約定利率の割合で計算した額を，違約金として発注者に支払わなければならない。

２　発注者の責めに帰すべき事由により，第15条第２項の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては，受注者は，未受領金額につき，遅延日数に応じ，遅延損害金約定利率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（発注者の解除権）

第19条　発注者は，受注者が次の各号の１に該当するときは，この契約を解除することができる。

(1)　正当な理由がなくこの契約を履行しないとき又は頭書の履行期限内に履行できる見込みがないとき。

(2)　この契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。

(3)　前各号のほか契約事項に違反したとき。

２　発注者は，前項の規定によりこの契約を解除したときは，既成物件を検査のうえ，当該検査に合格した部分は，発注者が認定する代金を受注者に支払って既成物件を発注者に帰属させることができる。

３　第１項の規定によりこの契約が解除された場合においては，受注者は，請負代金額の10分の１に相当する額を違約金として，発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

４　第１項各号に規定するもののほか，発注者は，特定調達に係る苦情の処理手続に関する要綱（平成7年12月25日市長決裁）第５条第２項の要請を受けた場合において，これに従うときは，特に必要があると認められるものに限り，当該契約を解除することができる。

（談合による解除）

第 19 条の２　発注者は，受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは，この契約を解除することができる。

(1) 受注者に対してなされた私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条第１項に規定する排除措置命令が，同条第７項又は同法第 52 条第５項の規定により確定したとき。

(2) 受注者に対してなされた独占禁止法第 50 条第１項に規定する課徴金の納付命令が，同条第５項又は独占禁止法第 52 条第５項の規定により確定したとき。

(3) 受注者に対してなされた独占禁止法第 66 条に規定する審決（同条第３項の規定による原処分の全部を取り消す審決を除く。次号において「受注者に対してなされた審決」という。）に対し，受注者が当該審決の取消しの訴えを同法第 77 条第１項に規定する期間内に提起しなかったとき。

(4) 受注者に対してなされた審決に対し，受注者が独占禁止法第 77 条第１項の規定により当該審決の取消しの訴えを提起した場合において，当該訴えを却下し，又は棄却する判決が確定したとき。

(5) 受注者（受注者が法人の場合にあっては，その役員又は使用人）が，刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６の規定による刑に処せられたとき。

２　前条第２項及び第３項の規定は，前項による解除の場合に準用する。

（暴力団等排除に係る解除等）

第19条の３　発注者は，受注者が次の各号のいずれかに該当するときは，この契約を解除することができる。

(1)　受注者の代表役員等（仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁。以下「要綱」という。）別表第１号に規定する代表役員等をいう。以下同じ。）又は一般役員等（要綱別表第１号に規定する一般役員等をいう。以下同じ。）が暴力団員(要綱第２条第４号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)若しくは暴力団関係者（要綱第２条第５号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき又は暴力団員若しくは暴力団関係者が事実上経営に参加していると宮城県警察本部（以下「県警」という。）から通報があり，又は県警が認めたとき。

(2)　受注者（その使用人（要綱別表第２号に規定する使用人をいう。）が受注者のために行った行為に関しては，当該使用人を含む。以下この条において同じ。），受注者の代表役員等又は一般役員等が，自社，自己若しくは第三者の不正な利益を図り，又は第三者に損害を与える目的をもって，暴力団等（要綱第１条に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）の威力を利用していると県警から通報があり，又は県警が認めたとき。

(3)　受注者，受注者の代表役員等又は一般役員等が，暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して，資金等を提供し，又は便宜を供与するなど積極的に暴力団（要綱第２条第３号に規定する暴力団をいう。）の維持運営に協力し，若しくは関与していると県警から通報があり，又は県警が認めたとき。

(4)　受注者，受注者の代表役員等又は一般役員等が，暴力団等と社会的に非難される関係を有していると県警から通報があり，又は県警が認めたとき。

(5)　受注者，受注者の代表役員等又は一般役員等が，暴力団等であることを知りながら，これを不当に利用する等の行為があったと県警から通報があり，又は県警が認めたとき。

(6)　前各号に掲げるものを除くほか，受注者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者に該当すると認められるとき又は同項各号に掲げる者に該当すると県警から通報があり，若しくは県警が認めたとき。

(7)　前各号に掲げるものを除くほか，受注者が仙台市暴力団排除条例（平成25年仙台市条例第29号）第２条第３号に規定する暴力団員等に該当すると認められるとき又は同号に規定する暴力団員等に該当すると県警から通報があり，若しくは県警が認めたとき。

２　受注者が共同企業体である場合，その代表者又は構成員が前項各号のいずれかに該当したときは，同項の規定を適用する。

３　第19条第２項及び第３項の規定は，前２項による解除の場合に準用する。

４　受注者は，この契約の履行に当たり暴力団等（仙台市暴力団排除条例第２条第３号に規定する暴力団員等を含む。以下この項において同じ。）から不当介入（要綱第２条第６号に規定する不当介入をいう。以下同じ。）を受けたときは，速やかに所轄の警察署への通報を行い，捜査上必要な協力を行うとともに，発注者に報告しなければならない。受注者の下請負人等（要綱第７条第２項に規定する下請負人等をいう。）が暴力団等から不当介入を受けたときも同様とする。

（解除に伴う措置）

第20条　この契約が解除された場合においては，受注者は，発注者に返還すべき物件があるとき，これを発注者に返還しその他の物件については，発注者と協議して定める期間内に引取る等適当な措置を講じなければならない。

２　前項の場合において，受注者が正当と認められる事由がなくて所定の期間内に物件を引取らずその他適当な措置を講じないときは，発注者は受注者に代わってその物件を処分することできる。この場合においては，受注者は，これに要した費用を負担しなければならない。

（損害賠償の予定）

第21条　受注者は，第19条の２第１項各号のいずれかに該当するときは，この契約の履行の完了の前後を問わず，又は発注者がこの契約を解除するか否かを問わず，損害賠償金として，請負代金の10分の２に相当する額を発注者に支払わなければならない。ただし，同項第１号，第３号又は第４号に該当する場合において，排除措置命令又は審決の対象となる行為が独占禁止法第２条第９項に基づく不公正な取引方法（昭和57年６月18日公正取引委員会告示第15号）第６項に規定する不当廉売の場合その他発注者が特に認める場合には，この限りでない。

２　前項の場合において，受注者が共同企業体であり，かつ，既に当該共同企業体が解散しているときは，発注者は，受注者の代表者であった者又は構成員であった者に損害賠償金の支払いの請求をすることができる。この場合において，受注者の代表者であった者及び構成員であった者は，連帯して損害賠償金を発注者に支払わなければならない。

３　第１項の規定は，発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において，超過分につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により受注者が損害賠償金を支払った後に，実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても，同様とする。

（賠償金等の徴収）

第22条　受注者がこの契約に基づく賠償金，損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは，発注者は，その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金支払いの日まで遅延損害金約定利率の割合で計算した利息を付した額と，発注者の支払うべき請負代金とを相殺し，なお不足があるときは追徴することができる。

２　前項の追徴をする場合には，発注者は，受注者から遅延日数につき遅延損害金約定利率の割合で計算した額の延滞金を徴収するものとする。

（補則）

第23条　この契約に関し，発注者と受注者との間に紛争を生じたときは，発注者と受注者とが協議のうえ定める第三者に仲裁を依頼するものとする。

発注者及び受注者は，本書２通を作成し，それぞれ記名押印のうえ各自１通を保有する。

H27年度

仕　様　書

件名　救 助 工 作 車（Ⅲ 型）

仙台市消防局総務部管理課

第１　入札案件

１　品名

救助工作車（Ⅲ型）

２　数量

１台

３　納入期限

平成２８年３月３０日

４　納入場所

仙台市消防局（仙台市青葉区堤通雨宮町２－１５）

第２　総則

１　目的

この仕様書は，仙台市消防局（以下「当局」という。）において，平成２７年度に購入する救助工作車（Ⅲ型）（以下「本車」という。）の一切に適用する。

２　概要

本車は，動力取出装置，ウインチ，クレーン及び発電照明装置を装備し，各種救助用資機材を積載した人命救助を目的とする消防車である。

３　適合法令等

本車は，「消防防災設備災害復旧費補助金交付要綱（平成23年消防消第73号）」，「道路運送車両法（昭和26年法律第185号）」，「道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)」その他関係法令，通達に適合し，緊急自動車として承認の得られるものであること。

４　製作上の問題処理

製作は，仕様目的を十分に達成するため誠意をもって行い，仕様内容に疑義の生じた場合は，その都度速やかに当局と協議を行い解釈すること。

また，本車製作に当たり工業所有権その他の法令に抵触する問題が生じたときは，受注者においてこれらの問題解決を行うこと。

５　製作上の注意

消防車両として最適の構造及び性能を十分に有し，次のとおりとすること。

⑴　各装置及びパーツの取り付けは，原則としてボルト締付けとすること。
なお，ボルト等は，ネジロック剤を使用し確実に締め付けること。

⑵　車体全般にわたり防水措置及び防錆措置を十分に行うこと。特に下廻りの部材の継ぎ目は，すべてコーキングをすること。

⑶　清掃，点検，調整及び修理が容易に行えること。

⑷　使用取扱上の安全性，操作性を十分に考慮したものであること。

⑸　全体的に重量軽減を図り，前後左右の荷重バランスを十分に考慮すること。

⑹　堅ろうにして長期の使用に十分に耐え得るものであり，かつ，維持管理が経済的に行えるものであること。

⑺　水洗い整備ができるとともに，残水等の生じない構造とすること。また，器具接触等により塗装剥離のおそれのある部分には，適切な保護対策を講じること。

⑻　車両は荷重衝撃，曲がり，ねじれ，ずれ等に対し十分余裕のある強度を有し耐久性の高いものとすること。

６　規格及び表示

⑴　規格

車両に使用する材料及び部品は，次のとおりとすること。

ア　ネジ類については，ＩＳＯネジ又は，これに準じたものを使用すること。

イ　前記以外は，すべて日本工業規格（ＪＩＳ）のものを使用すること。

⑵　表示

ア　車両に使用する絵表示以外の表示は，日本語，又は英語で表示すること。

イ　車両に使用する単位等の表示は，すべてＳＩ単位で表示すること。

7　登録の費用

当該車両の新規登録に要する費用のうち，自動車重量税及び自賠責保険の費用は発注者負担とし，車庫証明書その他の新規登録に要する費用は，受注者がすべて負担すること。

また，自動車リサイクル法に基づくリサイクル料金は，発注者が負担するものとし，受注者が立替え払いし，納車後当該車両代金と別に発注者に請求すること。

8　登録の代行

本車製作完了後，新規登録のための手続きを受注者が代行し，東北運輸局宮城運輸支局長の行う当該検査に合格させること。

9　保証及び保守体制

⑴　保証

本車の保証期間は，検査合格後１年間とする。

また，納車後１年以内に使用及び取扱上において判明した不都合箇所については，当局と協議の上，改善を実施すること。保証期間後であっても設計，製作及び材質不良等の瑕疵によって生じた問題については，受注者が無償で修復すること。

⑵　保守体制

ア　当該車両のメンテナンス体制

点検整備及び修理依頼から着手までの所要日数は１日以内とすること。

イ　技術員の派遣体制

修理依頼から現場到着までの所要日数は１日以内とすること。

ウ　メーカー技術員の派遣体制

修理依頼から現地到着までの所要日数は２日以内とすること。

10　事故防止

架装及び車両の移動に当たっては，事故防止に万全の注意を払い，万一事故が発生した場合は，速やかに当局に連絡するとともに，その被害等について一切の責任を負うこと。

11　検査

⑴　受注者は，発注者が行う検査を受けること。

⑵　検査は，車検取得後に行うものとし，車両，取付品，積載品，付属品すべてを一括して行うものとする。

⑶　その他必要に応じ検査を行うものとする。

12　提出書類

12－１　提出書類

⑴　製作承認図書類，完成図書及び取扱説明書は，Ａ４判のファイルに編綴すること。（写真は除くこと。）

⑵　図面は，すべてＡ２判又はＡ３判とすること。

⑶　外国製品については，すべて日本語に翻訳すること。また，各単位には，ＳＩ単位を併記すること。

⑷　外注先一覧表・・・１部

製作を外注する場合は，次の内容の外注先一覧表を当局に提出すること。

ア　会 社 名

イ　所 在 地

ウ　電話番号

エ　外注内容（品目及び作業内容等）

⑸　消防局担当者との打ち合わせ等を実施した場合には，その都度議事録を作成し提出すること。

12－２　着手届け・・・１部

契約日の翌日まで，当局に着手届けを提出すること。

12－３　全体工程表・・・２部

契約後１４日以内に，シャシーの製作を含めた全体の工程表を当局に提出すること。

12－４　製作承認図書類・・・３部（返却分１部を含む）

受注者は，架装開始前に仕様書に基づく次の製作書類を速やかに提出し当局の承認を受

けること。
⑴　詳細な架装工程表（外注先の作業工程を含む）
⑵　製作承認図
ア　架装外観５面図
イ　詳細な器具収納ボックス拡大図及び詳細な器具取付装置図（３面図）
ウ　骨組及び配管図
エ　電気配線図（種類，電球のワット数明示）
オ　改造自動車重量計算書
12－５　完成図書・・・２部（車両台数プラス１部）
完成図書は次のとおりとし，目次及び見出しを付けて編綴し，完成車納入時提出すること。
12－５－１　シャシー関係図
⑴　シャシーの消防受託試験合格の写し
⑵　シャシーの図面（３面図）
⑶　動力取出装置（ＰＴＯ）の図面
⑷　シャシーの改造関係（キャブ取付品その他）の図面
⑸　シャシーカタログ及び取扱説明書（諸元明細書又は詳細な仕様書を含む）
⑹　シャシー使用電球型式一覧表(増設部を含む)
⑺　シャシー使用ヒューズ型式一覧表（増設部を含む）
⑻　シャシー電気配線図（増設部）
12－５－２　シャシー架装関係図書
⑴　架装外観５面図（承認図を修正したもの）
⑵　完成車の最小回転半径の走行軌跡
⑶　詳細な器具収納ボックス拡大図及び詳細な器具取付装置図（３面図で承認図を修正したもの）
⑷　はしご昇降装置の詳細図面（ストッパー装置の図面を含む）
⑸　骨組及び配管図
⑹　使用材料一覧表
⑺　電気配線図（承認図を修正したもので種類，電球のワット数とＪＩＳ番号明示）
⑻　使用電球一覧表
⑼　使用ヒューズ・ブレーカー一覧表
⑽　発電装置，伸縮装置及び照明装置関係の関係図面及び取扱説明書（諸元明細書又は詳細な仕様書を含む）
⑾　ウインチ装置取扱説明書（諸元明細書又は詳細な仕様書を含む）
⑿　シャッター取扱説明書（関係図，詳細な仕様書を含む）
⒀　クレーン装置取扱説明書（諸元明細書又は詳細な仕様書を含む）
⒁　取付機器の油脂類一覧表（油脂類を使用するもの）
⒂　装備品等一覧表（電子サイレンアンプ，赤色回転灯,その他取付品積載品付属品等の品名,数量，製作会社名，電話番号，型式明示すること）
⒃　装備品等の取扱説明書及び仕様明細書（カタログ又は写しを含む）
⒄　改造自動車等審査届出書写し
⒅　自動車検査証写し
⒆　重量測定及び転覆角度試験結果成績書（写真付）
12－５－３　救助用資機材関係図書
⑴　納入資機材一覧表
ア　品名
イ　数量
ウ　型式
エ　メーカー名（住所及び電話番号等）

オ　販売店名（住所及び電話番号等）
カ　修理業者名（最寄の修理業者がある場合は，その修理業者名，住所及び電話番号も記入すること），住所及び電話番号等

⑵　各資機材のカタログ及び取扱説明書（諸元及び仕様が分かるもの）
⑶　各資機材の使用電球一覧表（電球を使用するもの）
⑷　使用ヒューズ一覧表（ヒューズを使用するもの）
⑸　資機材に使用する油脂類一覧表（油脂類を使用するもの）
⑹　資機材に使用する電池類一覧表（電池類を使用するもの）
⑺　資機材試験成績証（鑑定等のあるもの）の写し
⑻　資機材の保証書（保証書のあるもの）
⑼　その他必要と認めるもの

12－６　写真（ＣＤ－Ｒ等の電子データ付き）
⑴　架装工程写真（本車架装中のもので工程毎提出すること）（カラーL判程度）・・・１式
⑵　完成写真（カラーL判程度）
ア　緊急自動車事前届出用（前後左右撮影，車検取得前のもの）・・・各２部
イ　緊急自動車届出用（前後左右撮影，車検取得後のもの）・・・各２部
ウ　照明装置関係，ウインチ，クレーンの取付状況・・・各１部
エ　資機材収納部の状況・・・各１部

13　点検整備
納車後３ケ月の法定定期点検整備は，受注者が無償で行うこと。

14　技術指導
受注者は，納車後一週間程度機器の取り扱い及び保守点検について，当局職員に対し無償で技術指導を行うこと。特に救助資器材についての技術指導は，資機材取扱に習熟した者を当局に派遣することとし，当局職員に疑義ある時は，速やかに返答できるものとすること。

第３　仕様

１　材質の規格
⑴　材料及び部品は，すべて新規製品を使用すること。
⑵　骨組等主要構造は，一般構造用圧延鋼材（ＳＳ４００）以上の強度を有する材料を使用すること。
⑶　油圧配管は，圧力配管用炭素鋼鋼管又は高圧ホースとすること。
⑷　ステップは，アルミ縞鋼板等を使用すること。
⑸　保護枠，計器板，蝶板，手すり，握り棒その他の金属露出部分及び外部に取り付けるボルト，ナット類はステンレス製部材等を使用すること。
⑹　コーキング及びシーリング類は，経年変化により硬化し難い弾力性のあるものを使用すること。
⑺　電池及び電池パックを使用するものは，各メーカーが指定するものを使用し，必要数を入れておくこと。
⑻　潤滑油及び各種作動油は，各メーカーが指定するものを使用し，規定量を入れておくこと。
⑼　その他の材料は，次によること。
ア　プラスチック類は，難燃性のものを使用すること。
イ　ゴム製品及び合成樹脂製品は，耐油性のものを使用すること。
ウ　木材は，十分乾燥したものを使用し，製作後変形及び歪等が生じ難いものとすること。

２　主要諸元
⑴　エ ン ジ ン　　水冷４サイクルのディーゼルエンジン　（過給機付給気冷却器付）
⑵　総 排 気 量　　６，３００cc以上
⑶　最 高 出 力　　消防検定出力及び公称出力が１６２kw（２２０ps）以上
⑷　軸　　　数　　２軸

⑸　駆 動 方 式　　　　４輪駆動（デフロック付）
⑹　変 速 装 置　　　　マニュアルトランスミッション
⑺　軸 間 距 離　　　　３，８００～４，２００㎜以内
⑻　車 両 寸 法
　全　　長　　　　８，２００mm以内
　全　　幅　　　　２，５００mm以内
　全　　高　　　　３，５００mm以内
⑼　車両総重量　　　　１３，０００ｋｇ未満（積載品重量を含む）

3　シャシー（機関及び台車）

3－1　シャシー規格

⑴　使用するシャシーは，平成２７年度に製作されたものを使用すること。
⑵　使用するシャシーは，日本消防検定協会の検定（消防受託試験）に合格したものとすること。
⑶　使用するシャシーは，ダブルキャブ付きの消防専用シャシー（低床）とすること。
⑷　使用するシャシーは，ポスト新長期規制適合車とすること。
⑸　使用するシャシーは，最大積載量が５．５ｔ級増トン以上の大型車とすること。

3－2　エンジン回転数自動制御装置

⑴　発電装置に最適なエンジン回転数を自動的に調整，保持できること。
⑵　照明装置とクレーン等の油圧装置を同時使用した場合において，エンジンスロットルの開閉加減に関わらず照明装置に最適なエンジン回転数を自動的に調整，保持できること。

3－3　トランスミッション

トランスミッションはマニュアルトランスミッションとし，前進５段以上，後退１段とすること。

3－4　ＰＴＯ（フルパワーＰＴＯ等）

⑴　発電装置駆動用ミッションを取り付けること。
⑵　ミッションは，フライホイール方式等とすること。
⑶　ミッションは，シャシーのエンジン出力を最大限に伝えるものとし，発電機駆動に必要かつ十分なトルク及び回転数を確保できるものであること。
⑷　シャシーのエンジンとＰＴＯの回転差は，±４割以内とすること。
⑸　ウインチ及びクレーンの動力伝達と兼用とすること。
　なお，トランスミッションＰＴＯ等により，ウインチ及びクレーンを有効に駆動させることができる場合は，これを認めるものとする。
⑹　車外の適切な位置にＰＴＯ作動確認灯を取り付けること。

3－5　電気装置

⑴　電気装置は，直流２４Ｖのマイナスアース式とし，電気がスムーズに流れるようアースコードを接続すること。
⑵　シャシーエンジンには，次の充電装置（オルタネーター）を取り付けること。
　ア　オルタネーターは，中低速回転タイプとし，２４Ｖ－９０Ａ以上で各種電気装置の使用電力に見合ったものとすること。
　イ　オルタネーターに付属するレギュレーター及びワイヤーハーネスは，オルタネーターに適合するものであること。
⑶　バッテリーは，ＪＩＳ規格１４５Ｆ５１以上の容量のものをを２個とし，引出し時においても支障のないように，コード類は十分に余裕を取ること。
⑷　電流計は，次のとおりとすること。
　ア　構成品は，電流計本体（第一エレクトロニクス製ＰＭＫ－６０±１００Ａ±６０㎃，又は同等以上の性能を有するもの），分流器（第一エレクトロニクス製ＤＳ－２，又は同等以上の性能を有するもの）及び専用ヒューズホルダー等で構成されるものとすること。
　イ　取り付け位置は，本体が運転席オーバーヘッドコンソールの適切な位置とし，ヒューズ

ホルダー等は，ステンレスのブラケットでバッテリーに取り付けること。
なお，バッテリーの引き出しに支障のないよう取り付けること。
ウ　電流計は，シャシー標準電装品及び架装電装品の合計の数値を検知できるよう適切に取り付けること。
⑸　自動充電装置
ア　ＡＣ１００Ｖの電源により，シャシー積載のバッテリーに自動的に充電する装置（過充電防止装置付）を取り付けること。
イ　シャシー積載のバッテリーと車両側コンセントを結線すること。
ウ　車両側コンセントと電源コードは，下記３－５⑹と兼用すること。
エ　コンセント取り付け位置は，キャビン右側下付近とし，コード離脱時に自重で閉鎖するマグネット付きカバーを取り付けること。
オ　コンセントは，マグネット式コンセントとすること。
カ　電源コードはキャプタイヤコードとし，長さが１０ｍ程度で容量に余裕があるものとすること。
キ　キャプタイヤコードの両端には，それぞれ商用電源コンセント及びマグネット式コンセントを取り付けること。
ク　商用電源コンセントは，丸型のゴムプラグ（平行２芯）とすること。
ケ　配線及び結線部は露出のないようにし，漏電及び防水対策を十分に取ること。
コ　運転席オーバーヘッドコンソール内に通電確認灯（緑色）を取り付けること。
⑹　オイルパンヒーター（又はエンジン冷却水のヒーター）
ア　コンセント及び電源コードは上記３－５⑸と兼用とすること。
イ　サーモスタットスイッチ付きとすること。
ウ　エンジンクランク室内のエンジンオイルまたは，エンジン冷却水を有効に暖めることができるものとすること。
エ　ヒーター本体と車両側コンセントを結線すること。
オ　運転席オーバーヘッドコンソール内にオイルパンヒーターの「入」・「切」スイッチ及び確認灯（赤色）を取り付けること。
⑺　電源盤及びリレー（架装部）
ア　架装にかかる電源は，すべて新たな電源盤を設け，適正容量のヒューズ等（容量表示付）を介して供給すること。
イ　モーターサイレン，無線機及びスイッチ等には，保護のため必要に応じリレーを設けること。
ウ　電源盤には，各系統の名称及びアンペア数を表示し符番すること。
エ　電源盤及びリレーは，点検しやすい箇所に設置すること。
⑻　電気配線（架装部）
ア　系統別に色分けを行うこと。
イ　ターミナル部の配線接続は，圧着端子又は，メタルコンセント等とすること。
ウ　すべての配線貫通部には，ブッシングゴムを取り付けること。
エ　灯火機器及びその他電気機器は，必ずその付近で接続するように配線すること。
なお，接続は，圧着端子によること。
オ　各配線は，消費電気量に見合う適正容量のものを使用すること。
カ　配線接続部はすべて絶縁被覆付とし，外部配線は，すべて防水構造とすること。特にコネクター部分は，絶縁融着テープ等で被覆すること。
キ　配線は，すべて配線保護チューブ内を通すこと。
⑼　運転席メーターパネル下方の適切な位置に，下記スイッチ（エンジン伝達系及び各ＰＴＯ系スイッチ等）を取り付けること。
ア　フルパワーＰＴＯスイッチ（ハンドル右下付近に移設すること）
イ　電気系統メインスイッチ
ウ　光軸調整スイッチ（ダイヤル）

エ　フォグランプスイッチ
オ　すす除去スイッチ
カ　四輪ロックスイッチ
キ　デフロックスイッチ
ク　非常用ＰＴＯスイッチ
ケ　その他必要と認めるスイッチ

３－６　視界

⑴　フロントウィンドウには，ウォッシャー連動の間欠ワイパーを取り付けること。
⑵　フロント左右に大型の熱線入りアウターミラーを取り付けること。
⑶　左右のアウターミラーは，運転席から上下左右の傾きを調整できる電動リモコンミラーとすること。左側は，電動格納式とすること。
⑷　フロント左側には，アンダーミラーを取り付けること。
⑸　助手席用に，左サイド補助ミラーを取付けること。
⑹　ミラーステーは黒色とすること。

３－７　取付計器

⑴　スピードメーター（オドメーター及びトリップメーター付き）を取り付けること。
⑵　エンジン回転計（１００回転刻みの目盛り及びエンジンの高負荷を示すレッドゾーンを表示したもの）を取り付けること。
⑶　エンジン冷却装置の水温計を取り付けること。
⑷　燃料計を取り付けること。
⑸　エンジンオイル温度計を運転席のオーバーヘッドコンソールに取り付けること。
⑹　エンジンアワーメーターを運転席のオーバーヘッドコンソールに取り付けること。
⑺　発電機ＰＴＯアワーメーターを配電盤付近等に取り付けること。
⑻　エアーゲージを取り付けること。
⑼　上記の計器には，夜間用の照明灯付（内部照明でも可）とすること。

３－８　燃料タンク

⑴　容量は，１００リットル以上とすること。
⑵　給油は積載品等を移動することなく安全容易に給油できるものとすること。

３－９　排気管

⑴　排気管は，適切な位置まで延長すること。
⑵　熔接部等の継ぎ目は，確実な耐熱防錆処理を行うこと。
⑶　排気管は，架装部分と適切な間隔を保つようにし，ボックス等に近い部分には，防熱装置を取り付けること。

３－10　タイヤ及びタイヤ用ディスクホイール

タイヤは全てラジアルタイヤ（アルミホイール付）とすること。また，ディスクホイールのディスク肉厚は，強化型の厚手のものとし，耐熱耐摩耗性の高いものを使用すること。

３－11　ブレーキ装置

⑴　主ブレーキ（フットブレーキ）は，空気油圧複合式（エアーオーバーブレーキ）とし，エアー配管系統にエアードライヤーを設けること。
なお，エアータンクの水抜栓は，キャブ下両側ステップまで延長すること。
⑵　主ブレーキには，ＡＢＳ（アンチロックブレーキシステム）を装備すること。
⑶　排気ブレーキを装備すること。排気ブレーキはアクセルペダルに連動し，アクセルペダルを踏み込み中は，作動しない構造とすること。
⑷　駐車ブレーキ（サイドブレーキ）は，ホイールパーキング型のブレーキ装置とすること。
⑸　パーキングブレーキと連動して全軸をロックするブレーキロック装置（作業用補助制動装置）を装備すること。

３－12 強化型スプリング

サスペンションは車両総重量に見合った強靭なものとし，強化型スプリングとすること。

３－13　ステアリング等

⑴　ステアリング装置はパワーステアリングとし，チルトできる構造とすること。

⑵　ステアリングホイールの位置は，進行方向に向かって右側とすること。
⑶　ミッションシフトレバーの位置は，進行方向に向かって運転席の左側とすること。
⑷　ウィンカーレバーは，進行方向に向かってステアリングホイールの右側とすること。
３－14　エアコンディショナー
⑴　暖房装置
ア　暖房装置は，エンジン冷却水利用の温水型とすること。
イ　噴出し口をキャブ内のフロント及びリヤの適切な位置に取り付けること。
ウ　リヤの暖房装置には独立スイッチを設け，後部座席から容易に操作できるものであること。
エ　暖房装置は，キャブ内を有効に暖房できるよう，十分な能力を有するものであること。
⑵　冷房装置
ア　冷房装置は，シャシーエンジンにより駆動するコンプレッサーを使用するものとすること。
イ　冷房装置の吹き出し口をキャブ内のフロント及び後部座席の左右上部の適切な位置に取り付けること。
ウ　冷房装置は，キャブ内を有効に冷房できるよう，十分な能力を有するものであること。
エ　冷房装置は，シャシーメーカー純正品又は同等以上の性能を有するものとすること。
⑶　換気装置
ア　外気をキャブ内に導入し送風することができ，キャビン内の空気を循環する機能も併せて有するものとすること。
イ　換気装置は，上記の暖房装置及び冷房装置と併用できるエアミックスタイプとすること。
ただし，リヤの暖房装置は除くことができる。
３－15　その他
⑴　ヘッドランプはＬＥＤランプ又はディスチャージランプ等とし，フォグランプはＬＥＤランプ又はハロゲンランプとすること。
⑵　車体後部左右の適切な位置に，スモールランプ連動のサイドマーカーランプを取り付けること。
⑶　後輪左右の適切な位置に，路肩灯(バス型)を取り付けること。
⑷　冷却水は，ロングライフクーラントを使用し，凍結温度を－１５℃以下に設定すること。
４　キャブ
４－１　キャブの構造
⑴　キャブは，６名乗車のダブルキャブで赤色警光灯一体型ハイルーフとすること。
⑵　キャブは，電動油圧式のチルト装置付で，故障時は手動でチルトできるものとすること。
⑶　床面には，フロアシートを張ること。
⑷　ドア
ア　ドアは，片側２枚ずつの４ドアとすること。
イ　運転席のドアからすべてのドアが連動でロック又はリリースされる電磁式集中ドアロック装置とすること。また，キーレスエントリー装置を取り付けること。(専用カギ１個)
⑸　窓
ア　ドアには，すべて電動で開閉するパワーウィンドウ式のガラス窓を取り付けること。
なお，運転者が全てのパワーウィンドウを容易に操作できるよう運転席付近にスイッチを設けること。
イ　助手席用ドアには，上記ガラス窓の下に，左下側確認用のガラス窓を設けること。
ウ　各ドアには，サイドバイザー（大型透明タイプ)を取付けること。
⑹　座席
ア　座席は，前向きとし，前２人，後４人掛けとすること。
イ　運転席は，セパレート式とする。運転席及び助手席は，背もたれの角度が調整でき，座席位置の前後調節が可能なものとすること。
なお，これにより難い場合は別途協議すること。

ウ　助手席については，背もたれ内に呼吸器（面体取付け状態を含む）を埋め込むタイプとすること。

エ　後部座席の座面及び背板は跳ね上げ式とし，それぞれ二分割できるものとすること。また，長距離移動の際も座面水平を維持することができる適切なクッション構造とすること。

オ　座席から天井までの有効高さは，前部座席については１，２００mm以上とすること。後部については，床面から天井までの有効高さは，１，８００mm以上とすること。

カ　後部座席下は，跳ね上げた時に足元空間（前後幅６５０mm以上）を最大限確保し大型資器材の平積み積載も可能とすること。

キ　後部座席足元後方付近に，座面を跳ね上げた場合でも床面空間の支障とならない位置に暖房装置を設置すること。

ク　キャブ後方を広げ，呼吸器設置場所の奥行きを広げる構造とし，座席背板に干渉しない構造とすること。

ケ　前部座席及び後部座席にシートベルトを取り付けること。

コ　座席及び背版表面の材質は，ビニールレザーまたは，同等品以上の性能のものとし，表面の色はグレー系統とすること。

⑺　乗降用ステップ

ア　キャブ両側のドア下は，上段がグレーチング仕様，下段がアルミ縞板鋼板製（防滑テープを貼付）の乗降用ステップを取り付けること。

イ　後部ドアの下部に取り付けるステップの内側には，目隠し板を必要に応じて取り付けること。

ウ　フロントバンパー上面のほとんどを覆うようにアルミ縞鋼板製のステップを取り付けること。

エ　フロントバンパー下部の足掛け部分には，アルミ縞鋼板製のステップを取り付けること。

⑻　昇降の際，塗装剥離等損傷防止のため乗降用の蹴り込み部には，アルミ製保護板等を張ること。

⑼　昇降等のため必要な握り棒を次の箇所に取り付けること。

ア　キャブ両側４箇所（ステンレス鋼管で前部は長さが４５０mm以上，後部は８００mm以上）

イ　フロントウィンドウ上２箇所，下部１箇所以上

⑽　キャブのフロントグリルは，クロームメッキ仕上げとすること。

４－２　キャブ内取付品

⑴　運転席及び助手席用のサンバイザーを取り付けること。

⑵　運転席及び助手席用のアシストグリップを取り付けること。

⑶　電子サイレンのアンプ（セパレート型の場合のみ）取り付け用のブラケットを作成し，フロントダッシュボード内の空きスペースの適切な位置に埋め込み取り付けること。

⑷　手元スイッチ型のフレキシブルルームランプ（ＬＥＤ式）を助手席ピラー部と後部座席両側上部の３箇所に取り付けること。

⑸　後部座席用の握り棒を後部座席前方に取り付けること。

ア　運転席のリクライニング時，握り棒を取り外すことができること。

イ　運転席と助手席間の握り棒については，二段固定式とし，脱着可能なフックを８個設置すること。

⑹　空気呼吸器の取り付けは次のとおりとすること。

ア　助手席は背もたれ内に埋め込み式とし，ヘッドレスの後方に面体を空気呼吸器に接続させたまま収納できるようにすること。また，幅広マジックバンドで空気呼吸器を固定できるようにすること。

イ　助手席の埋め込み式呼吸器取り付け装置は，後部座席の前方クリアランスを十分確保し，後部座席へ乗降する際の支障とならない空間を確保すること。

ウ　後部座席は窓保護枠一体型で，空気呼吸器を取り外した際に受け台を跳ね上げて収納できるものを４基取り付けること。

また，空気呼吸器は幅広マジックバンドで固定し，面体を空気呼吸器に接続させたまま収納できる面体フックを４箇所取り付けること。

⑺　運転席と助手席の間（後部隊員用握り棒の前部）にキャブ内収納箱Ａ及びＢを，後部座席空気呼吸器取り付け装置下部に，キャブ内収納箱Ｃを取り付けること。（詳細は別表１のとおり）

⑻　後部座席上方に奥行き４００ｍｍ程度，有効高さ３００ｍｍ程度の棚を前後に設置すること。

⑼　キャブ内の天井部分に，次のとおりＬＥＤ式室内灯を取り付けること。

ア　運転席及び助手席の上部に，単独スイッチ付き室内灯を各１個取り付けること。

イ　後部座席の上部に，単独スイッチ付き長方形型室内灯を，左右各１個取り付けること。

⑽　キャブ内前方に大型のデジタル時計を取り付けること。

４－３　キャブ屋根

⑴　キャブ屋根に強固な骨組みを取り付け，その上をアルミ縞鋼板で囲うこと。

⑵　取り付けるアルミ縞鋼板は，キャブ屋根のほとんどを覆うものとすること。

⑶　上面をフラットに仕上げるとともに４隅にステンレス製Ｄ環（耐荷重５０kg程度）を取り付けること。

⑷　アルミ縞鋼板の端（４方向）は折り曲げ，適切な立ち下がりをつけること。

⑸　取り付けたアルミ縞鋼板は，重量１００ｋｇ以上の荷重に十分耐えられるようにキャブ屋根及びキャブ内天井に適切な補強を行うこと。

⑹　キャブ屋根の左右に無線用アンテナを取り付けること。アンテナの取付位置は三連はしごをキャブ屋根上で伸梯して活動する際に，支障のない位置とすること。

⑺　上記の他，ＦＲＰ，カーボン等又は鋼板製キャブ一体型ステージ（上面アルミ縞鋼板張り）とすること。

⑻　キャブ一体型ステージの場合は，ステージからの立ち上がりを５０ｍｍ程度とし，キャビン内の空間を４－１⑹オのとおり，十分確保するものとすること。

４－４　キャブその他

⑴　消防章をキャブフロントパネル中央付近に取り付けること。

⑵　フロントバンパー

ア　バンパーの張り出しは，フロントパネルから５００㎜以内とすること。

イ　バンパーの上面全てにアルミ縞鋼板を貼ること。

ウ　取付は延長したフレームに強固に取り付け，ウインチ操作等に支障のない構造とすること。

なお，ウインチ取付部以外の部分も強固に補強を行うこと。

エ　フロントバンパーにスポイラーを取り付けること。

⑶　ナンバープレートは，フロントウインチ操作及びワイヤードラム等の視認の支障とならないよう，必要に応じてに跳ね上げ等の措置をとること。

⑷　車輪止め収納ホルダーを車体両側の取り出しやすく，隊員がキャビンからの乗降の際に，足場の支障とならない位置に取り付けること。また，車輪止め(ゴム製)を左右２個ずつ収納し，一括して固定できるバックル式ベルトを取り付けること。

なお，車輪止めは２個は取付品とし，もう２個は取付品と同型ものを当局から支給するものとする。

５　車体

５－１　構成

⑴　資機材収納部の両側及び後部には，各種救助資機材を収納するボックスを設けること。

⑵　車体上部は，作業が容易にできるようフラットに仕上げること。

⑶　車体上部は，前方のみ前（キャブ側）に迫り出した構造とすること。（キャブチルトに支障がないこと。）

⑷　各ボックスは，各種救助資機材を整然と収納し，かつ，容易に取り出しができるようにすること。

⑸　車体は，走行中の振動及びねじれ等に十分対処できるようにすること。

５－２　外枠

⑴　車体の骨組は，シャシーに強固に取り付け，側板等に直接大きな荷重負担をかけないこと。

⑵　骨組をシャシー部分に取り付ける場合で重要な部分のボルトには，ダブルナットを使用すること。

⑶　ブラケット及びステップ等を取り付ける部分には，十分補強を行うこと。

⑷　車体上面は，十分強度のあるアルミ縞鋼板張とし，車体両側及び上面周縁には必要に応じて手すりを設けること。

⑸　資機材収納部は，全体を上下（フレーム位置から上下に分け，上部はアルミシャッター部分の資機材収納スペース部，下部は下ヒンジ扉付収納ボックスとする。）に分け車体幅を最大限有効に活用し確保すること。運転席側の収納棚は，資器材に合わせた可動可能な構造とすること。また，助手席側前方及び後方には，上下貫通大型展開式収納棚を設けて，資機材積載庫中央部資器材を含めて容易に積み下ろしができる構造とすること。（詳細は別途協議）

⑹　側板

ア　側板の材質は，ＪＩＳ規格ＳＳ４００以上の強度を有するもので板厚が２．３ｍｍ以上のものを使用すること。

イ　側板は，骨組みに適切に固定すること。

ウ　左右の側板の上端及び後部端は，１８０度折り曲げ強度を増すこと。

エ　左右の側板の上端を地上高３，２００㎜程度(車体上面より５００ｍｍ程度)に立ち上げ，内側に絞り込む構造とすること。

オ　上記エの立ち上げ部分には，作業灯，赤色点滅灯及びロープ支点を取り付けること。

⑺　キャブ下両側ステップは，キャブ後部座席乗降口まで他の装備品に支障のないよう延長すること。

⑻　フェンダーは，洗浄の際に泥土の残らない構造とし，冬季のタイヤチェーン脱着が迅速確実にできるものであること。

⑼　リヤフェンダー，両側下部収納ボックス及びバッテリー収納ボックスは，内部からの泥砂及び雨水等が侵入しないよう，次のようにすること。

ア　シャシーフレームと収納ボックスの上は，鋼板で完全に仕切ること。

イ　リヤフェンダーの内側も，上記アと同様に鋼板で完全に仕切ること

ウ　上記ア及びイは，シーリング及び塗装等について，強固なものとし，防水性および防錆性を有すること。

エ　リヤフェンダーの側板形状は，フェンダーアーチとタイヤショルダー部が約１００ｍｍ程度のクリアランスを保ち，等間隔に半円に近い形状とすること。

⑽　泥よけ

泥よけはゴム製とし，各車輪の外側に吊すこと。

５－３　塗装等

⑴　素地調整

ア　塗装，シーリング，文字記入等を実施する前には，すべて油分の汚れを取り除く等の下地の調整を十分に行うこと。

イ　金属については，錆等の腐食部分を完全に除去すること。

ウ　溶接部分については，残渣その他焼けた塗料等を完全に除去すること。

エ　パテを使用する部分は，素地調整を十に分行い，専用の接着剤を用いてパテを接着すること。

オ　コーキング及びシーリング等を行う場合は，素地調整を十分に行い剥離等を起こさないようにすること。

⑵　塗装要領

ア　朱色塗装は，素地調整を十分に行い，プライマー塗り，水研ぎ及びサーフェサー塗り等を実施後，上塗りを行うこと。

イ　パテを使用する部分は，パテが十分に乾燥してから塗装を行うこと。

ウ　朱色塗装部分等の外観部分は，鏡面仕上げ材による磨き及び艶出し加工仕上げを行う

こと。ただし，シャッター部分は除くこと。
エ　その他の塗装については，素地調整を十分に行ってから上塗りを行うこと。
⑶　塗装種別
ア　外装（シャッターを含む）は，指定する部分を除きすべて朱色塗装（消防指定色ウレタン系塗り）とすること。
なお，メーカー指定色がある場合は，事前に当局と協議し了解を得ること。
イ　タイヤ用ディスクホイールは，純正色のままとし再塗装しないこと。
ウ　ボックス内塗色は，シルバーとすること。
エ　燃料配管及び特に注意を要する箇所は，赤色とすること。
オ　その他の部分は，すべて黒色とすること。
カ　バッテリーボックス内側は，耐酸物質で被覆すること。
⑷　特殊防錆塗装
次の箇所には，上記塗装の他，特殊防錆塗装（ジーバード塗装又は同等以上の防錆塗装）を行うこと。
ア　キャブ下廻り及びキャブ立ち上がり部
イ　ドア内側
ウ　フェンダー内側
エ　シャシー下廻り
オ　架装下廻り
カ　各ボックス扉の袋構造内部
⑸　クロームメッキ処理
塗装しない部分（アルミ部分及びステンレス部分を除く）の金属部分は，すべて良質のクロームメッキ処理を施したものを使用すること。
なお，クロームメッキ処理を施したものを使用する部分は次のとおりとする。
ア　ロープフック
イ　鋼製握り棒及びその止め金具
ウ　計器類（必要に応じて）
エ　各種操作レバー
オ　キャブグリル
カ　その他必要と認める箇所
５－４　資機材収納部
⑴　収納ボックス及び収納スペースの種類及び位置等は，次のとおりとすること。
ア　車体側面は，上部と下部に分け次のとおりとすること。
㋐　上部はシャッター付収納スペース（左右取り出し式）を左右各２箇所設けること。
㋑　上部の床面は，２重構造とすること。
㋒　下部はリヤフェンダーの前方及び後方に，下ヒンジ扉付収納ボックスを左右各１箇所設けること。
なお，下ヒンジ扉付収納ボックスを展開したときは，前方から後方まで（リヤフェンダー含む）凹凸無くほぼフラットな状態にすること。
㋓　キャブ床下ステップ上に，前ヒンジ扉付収納ボックスを左右各１箇所設けること。
なお，左側についてはバッテリーボックとすること。
⑵　車体の収納スペース及び収納方法は，次のとおりとすること。
ア　資機材の固定及び収納は，現物合わせにより適切に行うこと。（ブラケット作製，ベルト固定等，各資機材に最適な方法によること。）
イ　引き出し装置付収納
㋐　基本的に重量資機材は引き出し装置付収納とし，必要に応じてローラー及びベルトストッパーを設置すること。
㋑　引き出し時及び収納時にロックがかかる構造とすること。
㋒　資機材重量に見合った強固なものとすること。
㋓　施錠及び解錠は容易にできようにすること。

ウ　収納する資機材のうち，引き出し装置付き収納又は単体での固定等が適切でない場合は，次のとおりとすること。

(ｱ) 収納箱を作製し，複数の救助用資機材を収納すること。

(ｲ) 収納箱の材質は，すべてアルミ製とすること。

(ｳ) 収納箱は必要に応じ内部を区切ること。

(ｴ) 収納箱は資機材等を収納したまま持ち運ぶ際に，十分な強度を有しているものとすること。

(ｵ) 収納箱の取っ手は，切欠き式又は折りたたみ式とすること。

(ｶ) 収納箱の端々は，折り曲げるか又はゴムを長期使用に耐えるよう取り付けること。

エ　上下貫通式の展開式収納ボックスを次のとおり取り付けること。

(ｱ) 車体左側前方及び車体左側後方に各1箇所設置すること。

(ｲ) 展開式収納ボックスは可動角度９０度以上とし，棚寸法は積載資器材の指定及びクリアランスを基に，寸法の増減について別途協議することとする。

(ｳ) 油圧救助器具及び大型油圧救助器具は，車体左側前方に縦置き収納を前提とする。

(ｴ) 救助用ロープ及びカラビナ等は，車体左側後方の展開式収納棚の表裏に一括して吊り下げ収納すること。パンチングボード等のような吊り下げ位置を自在に調整できるフック式とすること。フックは２０個程度とすること。また，棚下方に木栓等を収納する枠付き棚を設置すること。

オ　キャビン左側の直ぐ後方に，バスケット担架（タイタン）が，縦置きで収納できる上下貫通式の収納スペースを設けること。この担架は，バックル式ストラップ等により容易に固定ができる構造とすること。

カ　救命索発射銃と画像探索装置等の収納部は，当局が現在保有するものを現状のまま収納できることとし，個別の施錠付扉を設けること。

キ　空気呼吸器の予備ボンベ８本程度を収納するための収納装置を取り付けること。

ク　次の資機材は収納場所を別途協議の上，一括して引き出し装置付収納に固定すること。

(ｱ) 剣先スコップ

(ｲ) ツルハシ

(ｳ) 大ハンマー

(ｴ) 掛矢

(ｵ) なた

(ｶ) 鋸

(ｷ) おの

(ｸ) その他別途指示する携帯用資機材

ケ　資機材を取り外す時に一緒に外れるブラケット（ピン等を含む）がある場合には，紛失防止のためすべてステンレス製の鎖を取り付け固定すること。

コ　車両用消火器を適切な位置に取り付けること。

サ　当局が積載換えを行う資機材（詳細は別途指示）については，積載換えを行えるように共通の積載スペースを確保すること。

シ　予備収納スペースを最大限確保し，積載品の大きさにより，収納スペースを変えられるように棚の高さを調節できるものとすること。

⑶　車体後面は，次のとおりとすること。

ア　悪路走行時，クレーン後方大型ステップ下部が路面に接触しない様，斜めに切り上げること。

イ　ヒンジ扉及び収納ボックスの材質は，５－２⑹アと同様とすること。

ウ　クレーン後方大型ステップにリヤウインチの収納スペースを設けることとし，収納扉は車体下部収納ボックスと同様のヒンジ扉形状とすること。

　なお，このヒンジ扉はリヤウインチを使用する際にワイヤーが干渉しないよう，取り外し可能なチェーンフック等により開閉できるようにすること。

エ　ヒンジ扉は開放時にステップとして使用するため十分な強度を有した構造とし，内側にはアルミ縞鋼板及び防滑テープを張ること。

オ　ヒンジ扉付収納ボックスには，取っ手及びロック装置を取り付けること。
なお，２重の施錠としてフランス落としを取り付け，つまみ部分と車体側に黄色反射テープを貼付し，施錠状態を容易に確認できるようにすること。（詳細は別途指示。）
カ　車体後面下部ヒンジ扉の左右に車体上面に移動するための，ステンレス製あおりステップを各２箇所程度取り付けること。
キ　リヤウインチ収納スペースの左右にウインチ用フック及びシャックル用引出装置付収納ボックスを設けること。（詳細は別途協議）
ク　リアウインチ収納スペースの上方又は，車体後面の適切な位置にバックボード（ヘッドイモビライザー付属取付け状態保持）等の長尺物収納ボックス（有効高さ６００ｍｍ以上）を設けること。
ケ　車体後面上部の収納資機材を取り出すための足場として，ステンレス製鋼管をはしご形状に加工したステップを，車体後面からクレーン保護板にかけて両側に取り付けること。
なお，踏み面は，アルミ縞鋼板とし，車体上面の昇降口には上体を支えるための手摺りを有効に取り付けること。
コ　クレーン基部前方の車体上方（背面部）右側にレスキューフレーム等の長尺物収納ボックスを設けること。
⑷　車体（資機材収納部）上面は，次のとおりとすること。
ア　クレーンブームの左側及び下側に，以下の大型収納ボックスを各設けること。
イ　クレーンブーム左側収納ボックスは，内寸の長さ２，３００㎜程度，幅８１０㎜程度，高さ５１０㎜程度とし，ガスダンパー付の上開き蓋を取り付けること。
ウ　クレーンブーム下側収納ボックスは，クレーン操作の支障とならない最大限の寸法を確保し，ガスダンパー付の上開き蓋を取り付けること。
エ　床面はアルミ縞板鋼板貼りとすること。
⑸　下部の収納ボックスの構造は，次のとおりとすること。
ア　下ヒンジ扉及び収納ボックスの材質は，５－２⑹アと同様とすること。
イ　内部容量は最大限に確保し，空き収納スペースは棚等を設けて十分活用できるようにすること。
ウ　積載品の収納及び取り出しが容易にできるようにすること。
エ　各収納ボックスは，防水構造とすること。
オ　各収納ボックス底部には，内径約１５㎜の水抜き用穴を設け，その穴にはパイプを接続し，車体下方まで延長すること。ただし，車体側面の下部収納ボックスには，水抜き用穴に長さ３０ｍｍ程度のパイプを複数取り付けるだけとすること。
カ　下ヒンジ扉付収納ボックス（フェンダーステップを含む）には，取っ手及びロック装置を取り付けること。
なお，２重の施錠としてフランス落としを取り付け，つまみ部分と車体側に黄色反射テープを貼付し，施錠状態を容易に確認できるようにすること。（詳細は別途指示。）
キ　下ヒンジ扉（フェンダーステップを含む）は開放時にステップとして使用するため十分な強度を有した構造とし，内側にはアルミ縞鋼板及び防滑テープを張ること。
ク　下ヒンジ扉（フェンダーステップを含む）の蝶板は，ダンパー方式のチェーンレスステップとし，車体側面に露出しない構造とすること。
ケ　下ヒンジ扉の袋状構造の内部に入った雨水等を排水できるよう，内径１５㎜程度の水抜き穴を設けること。
コ　片開き扉には，ストッパーを取り付けること。
サ　戸当部には，緩衝ゴムを張ること。
⑹　バッテリーボックスは，次のとおりとすること。
ア　バッテリーボックスの位置は，キャブ床下左側ステップ上とする。
イ　バッテリーを一括収納できる引出装置（引き出した状態で比重チェックができること。）を設けること。
ウ　収納するバッテリーの向きは，引き出し時において両方のバッテリーの液量が確認できるようにすること。また，上部に十分なクリアランスを設けること。

⑺　シャッターは，次のとおりとすること。
ア　アルミ合金製とすること。
イ　開閉は，スライドアップ式とすること。
ウ　シャッターは手動式とすること。
エ　スラットの幅及び厚さは，それぞれ３５ｍｍ，８ｍｍ程度とすること。
オ　ロック装置はワンプッシュ式とし，容易に開閉できること。
カ　上部巻上げ部のスペースが，できるだけ少ないものであること。
キ　シャッター閉鎖用補助ベルトを取り付けること。

５－５　握り棒及び隊員昇降用はしご等

⑴　収納部握り棒
ア　資機材収納部の適切な位置に上体を支えるための握り棒を取り付けること。
イ　握り棒は，ステンレスまたはアルミ合金製とすること。

⑵　隊員昇降用はしご
ア　車体前方の左右に取り付けること。
イ　はしごは資機材収納部前方の，バッテリーボックス（左側）及び資機材収納ボックス（右側）から資機材収納部外枠に沿って立ち上げ車体上面まで一体形状とし，キャブのチルト操作に支障が無いよう取り付けること。
　なお，車体上面の昇降口には，上体を支えるための手摺りを有効に取り付けること。
ウ　はしごは，ステンレス製又はアルミ合金製とすること。
エ　主かん及び横さんは，直径２５ｍｍ程度とすること。
オ　横さんの間隔は，３００㎜程度とすること。
カ　横さんには，滑り止めとしてアルミ縞鋼板等を加工し取り付けること。
キ　蹴り込み分はアルミ製保護板等を全面に取り付けること。
ク　右側はしごの蹴込み部分に自動伸縮照明装置の作動油点検口を設けること。

６　取付品

６－１　ウインチ装置

⑴　車両前部のウインチ装置は，フルパワーＰＴＯ駆動又は，トランスミッションＰＴＯ駆動等のフロントウインチを架装すること。また，車両後部のウインチ装置は，電動により駆動させるリヤウインチを架装すること。諸元及び性能は次のとおりとする。

ア　フロントウインチ（同等品以上可とする）

型　式	大橋機産㈱製　ＭＣＷ５５０ＲＲＴ　又は ロッツラー製　ＨＺ－０５１/２－５８Ｆ
最大引張力	５，０００ｋｇ以上
ワイヤー外径	径１３mm程度
ワイヤーの長さ	５０m以上
引張速度制御	無段階変速（0～最速）
操作方式	手動，有線式遠隔操作，無線式遠隔操作

イ　リヤウインチ（同等以上可とする）

型　式	大橋機産㈱製　ＣＷ５１０３ＤＶ
最大引張力	５，０００ｋｇ以上
ワイヤー外径	径１０mm程度
ワイヤーの長さ	２５m以上

引張速度制御	無段階変速（0～最速）
操作方式	有線式遠隔操作

⑵　構造及び取付方法

ア　ウインチ装置は，シャシーフレームに堅固に取り付けるとともにウインチメーカー標準施工を遵守し正確に取り付けること。

イ　作動油タンクは，堅固かつ点検整備が容易な位置に適切に取り付けること。

なお，タンクには外部から油量が確認できる油量計を設けること。

ウ　フロントワイヤー及びリヤワイヤーの先端には，それぞれ５トン用シャックル１個を取り付けること。また，５トン用アイフック（安全チャック付防錆メッキ）をそれぞれ1個付属すること。

エ　アイフック及びシャックル等を一括して収納できること。

オ　過荷重時にワイヤー及び動力伝達装置の損傷を防止することができる安全装置を設けること。

カ　回転は正，逆，中立の３段切替えができること。

キ　ラインテンショナー及びドラムブレーキ等の乱巻防止装置を設けること。

ク　フロントウインチは手動操作のほか有線式及び無線式の遠隔操作ができること。

ケ　有線式遠隔操作装置のコードは５ｍ程度とすること。

コ　フロントウインチ装置に張力負荷又は能力率等を表示するメーター等を，有線リモコン等に取り付けること。

また，フロント及びリヤウインチ装置本体付近に，同様のメーター等を見やすい位置に取り付けること。（取付位置は別途協議すること。）

サ　無線式遠隔操作装置の使用範囲は，見通し距離で５０ｍ以上であること。

シ　必要に応じて，ウインチのロープガイドまでフロントバンパーを張り出し，バンパー上部にアルミ縞鋼板を設けること。

ス　フロントウインチ装置の左右上面は，アルミ縞鋼板を張り，ウインチ上面はカバー付きとし，救助作業台として兼用できる強度を有すること。また，ウインチドラム付近に照明を適切に取付けること。

セ　後部バンパーステップ内にリヤウインチ取り出し用の照明を取付けること。

ソ　リヤウインチワイヤーロープの巻き取り時，ワイヤーの多重巻取りをしてもシャーシに干渉しない距離を有すること。

タ　リヤウインチを下廻り汚損から保護するための四方及び底面にカバーを取り付けること。

チ　過負荷がかかった場合に自動停止機能が働くこと。

６－２　発電装置

⑴　フルパワーＰＴＯの駆動力により発電機を駆動させること。

⑵　発電機定格出力範囲内において，クレーン又はウインチを同時に使用し負荷が発生した場合においても，照明照射の維持，並びに電源供給による資器材の取扱作業，クレーン・ウインチ操作の作業が，性能通り支障なく執り行うことができること。諸元及び性能は次のとおりとする。

型　　　式	交流発電機
出　　　力	２５ＫＶＡ以上
力　　　率	０．８以上
電　　　圧	ＡＣ１００Ｖ及びＡＣ２００Ｖ
電圧調整範囲	±１０％
周　波　数	５０Hz
回　転　数	１８００rpm以下

電圧変動率	±５％以下(全負荷と無負荷で比較)
雑音防止等	無線障害及び雑音を発生しないこと
励磁方式	ブラシレス方式

⑶　構造及び取付方法
　ア　シャシーフレーム，クロスメンバー及び取付枠により，車体の振動及びねじれ等に十分耐えるように取り付けること。
　イ　防水性及び通風性を考慮して取り付けること。
　ウ　取り外し及び点検整備が容易に行えるように取り付けること。
⑷　配電制御操作盤等
　ア　配電盤は，タッチパネルディスプレイ式又は独立型配電盤等とし，資機材積載庫内の積載スペースを最大限確保できるように取り付けること。
　イ　配電盤は発電機と照明装置への電源供給操作を一体化したものとすること。
　ウ　配電盤は自動回転制御装置付きとし，定格周波数が規定の範囲を超えた場合に発電機を自動停止させる非常停止機能を有すること。
　エ　電圧計，周波数計等を操作リモコン等に表示すること。
⑸　各スイッチには，同容量のノンヒューズブレーカーを設け，車体部分へ整然と配置し，誤操作防止用の透明カバーを取り付けること。
⑹　ＡＣ１００Ｖは７０Ａ程度確保すること。
⑺　車両キャビン下方付近の乗降及び活動の支障とならない適切な位置に，１５Ａ程度のコンセントを左右各１個設けること。形状は，通常の差込コンセントが使用できる２極式差込接続器とし，プラグ脱落防止フック付き及び防水埋め込みタイプとすること。
⑻　車体後部大型ステップ付近に，１５Ａ程度のコンセントを左右各１個取り付けること。形状は，通常の差込コンセントが使用できる２極式差込接続器とし，プラグ脱落防止フック付き及び防水埋め込みタイプとすること。
⑼　シャッター内部又は下ヒンジ扉付収納ボック内部の，資器材積載庫内の積載スペースを最大限に確保できるように配慮した位置に，防水型２００Ｖ用コンセントを左右に各１個設けること。(詳細な取り付け位置については別途協議)
⑽　内部の電流回路は，露出部が極めて少ないものとすること。
⑾　配電盤は，資機材積載庫内の適切な位置に取り付け，資機材の取り出しに支障のない位置に配置すること。また，制御リレー関係は防水型別置きボックス内に収納し，資器材積載庫内の積載スペースを最大限に確保すること。
⑿　キャビン内にＤＣ２４Ｖバッテリー直結インバータのＡＣ１００Ｖ４００Ｗ以上の電源を，運転席と助手席の間の収納箱及び，後部座席前の収納箱付近の容易に使用できる箇所に最低３箇所以上取り付けること。

６－３　クレーン装置
⑴　フルパワーＰＴＯ又はトランスミッションＰＴＯ等の駆動力により油圧ポンプを駆動させ，油圧方式でクレーン装置を駆動させること。
⑵　クレーン装置の取付位置は車体後部とし，シャシーフレームに補強を行い，堅固に取り付けるとともにクレーンメーカー標準施工を遵守し正確に取り付けること。
⑶　クレーン装置は３段ブーム以上とし，最大吊上げ力は２．９ｔ以上とすること。
⑷　手動操作のほか有線又は無線操作による遠隔操作ができること
⑸　無線式遠隔操作装置の使用範囲は，見通し距離で５０ｍ以上であること。
⑹　格納時は，フックがブームの内側に格納できるフックインタイプで，ブーム伸張時はフックがブームに対し平行移動及び地面に対し水平移動する機能が備えていること。
⑺　ブームは，車体上部に格納すること。
⑻　ワイヤーの乱捲きを防止するためワイヤー押さえローラーを取り付け，ワイヤーの残量（ワイヤードラム巻き数５巻，３巻地点等）が視認してわかるようにワイヤーに目印をつけ

ること。（詳細は別途指示）
⑼　クレーン用滑車（３ｔ用）１個とシャックル２個（３ｔ用）を装備すること。
⑽　クレーン旋回時，車体及び架装部分に接触しないよう，取り付け高さには十分留意すること。
⑾　クレーン操作部の見やすい位置に水準器及び荷重計を設置すること。
⑿　クレーンブームの先端に，ＬＥＤ照明灯を取付けること。
⒀　車体上部にクレーンフックの受け用保護板を設置すること。
⒁　アウトリガー両側面に保護カバーを設置すること。
⒂　上記保護カバーに張り出し警告用の点滅式黄色灯を３方向に保護枠付きで設置すること。
また，アウトリガー本体に黄色反射テープを貼り付けること。
⒃　アウトリガージャッキ用敷板(樹脂製)をクレーン装置付近の左右に各一枚取付けること。
⒄　クレーン下塔後部に保護板を取り付けること。
⒅　クレーン・ウインチ切り替え弁を設けること。

６－４　照明装置等

⑴　６－２発電装置の動力を用いて点灯する，手動伸縮装置付きキセノン灯式探照灯（車体上部後方左側付近）及び自動昇降装置付投光器（車体上部前方中央部付近）各１基を，他の資器材収納スペース及びクレーン装置の操作の妨げにならない位置に架装すること。（詳細取り付け位置は別途協議すること）
また，手動伸縮装置付きキセノン灯式探照灯及び自動昇降装置付投光器の同時使用ができること。諸元及び性能は次のとおりとする。
⑵　手動伸縮装置付きキセノン灯式探照灯（同等品以上可とする）

型式	湘南工作所製　ＳＴ-Ｘ３１０ＮＳ１
適合ランプ	Ｈ-１０　（１，０００Ｗ）
ふ仰角	ふ仰角　各３０度
旋回角	旋回角　左右各１８５度
消費電力	２ＫＶＡ程度
安定器	１ＫＷキセノンランプ用安定器　ＸＢ-１０２０４ＣＷ

ア　瞬時点灯方式のキセノン灯（１００Ｖ１０００Ｗ程度）１灯式とする。
イ　手動にて伸縮，旋回及びふ仰操作ができること。
ウ　安定器は，車体の適切な位置にメンテナンスを十分考慮して取り付けること。
エ　装置全体は，走行振動等に耐える構造であること。
オ　伸縮支柱に配電線のガイドを取り付けること。
カ　配線コードの接続は，防水用引掛式コンセントに接続して取り付けること。
キ　照明本体に，ビニロン帆布製防水カバー（赤色）を付属すること。
⑶　自動昇降装置付投光器

電球の種類	ＬＥＤ１２００Ｗ相当以上×２灯（瞬時点灯式）
取付高さ	全縮の状態で車高が3200㎜程度に収まるようにすること
伸縮高さ	収納位置より３ｍ以上
伸縮段数	３段以上
旋回角度	左右±１８０°程度
ふ仰角度	１８０°程度

操作方法	有線式操作装置及び無線式操作装置

ア　レンズには保護ガードを取り付け，レンズ交換をすることにより拡散，集光の切り替えができること。
イ　投光器は左右独立してふ仰できること。
ウ　投光器の下部両側に車両周囲を有効に照明するＬＥＤダウンライト（夜間活動に有効な照度）を取り付けること。
エ　伸縮装置は自動収納機能付きとすること。また，非常用の手動式収納機能を備えていること。
オ　伸縮装置は油圧または水圧式とし，テレスコープ式に伸縮すること。
カ　伸縮柱の材質は，耐食アルミ合金等とすること。
キ　操作装置は，有線式及び無線式操作により遠隔操作ができること。
ク　安定器は，車体の適切な位置にメンテナンスを十分考慮して取り付けること。
ケ　装置全体は，走行振動等に耐える構造であること。
コ　伸縮支柱に配電線のガイドを必要に応じて取り付けること
サ　有線式遠隔操作装置のコードの場合は５m程度とすること。
シ　無線式遠隔操作装置の場合の使用範囲は，見通し距離で５０m以上であること。
ス　投光器は左右個別に減光することができること。

６－５　積載はしご昇降装置（電動式）

⑴　はしご昇降装置を車両上部へ取り付けること。
⑵　上記装置は，地上から操作できる右側後方付近の側面位置に昇降スイッチを設けること。
⑶　上記装置は，後部に回転した後，下端が地面に接地すること。
なお，接地時，後部車体等に固定装置等が当たる部分には，塗装剥離防止のためアルミ縞鋼板等を取り付けること。
⑷　三連はしご，かぎ付はしご及びとび口を積載できるよう取り付けること。

６－６　牽引フック

⑴　前部の延長したシャシーフレーム（フロントウインチ両側）に，ステンレス製ピントルフック（耐荷重３t以上）を２個取り付けること。なお，車両正面から左右３０度程度の範囲において他の資器材等との連携に支障がない位置に設けること。
⑵　車体前部及び後部に，ステンレス製バウシャックル（３トン以上）を各２個取り付けること。
⑶　上記⑵の取付部周囲に，塗装剥離防止のためのステンレス製ガード等を取り付けること。

６－７　救助ロープ用支点

⑴　車体側板立上げ部
ア　両側板それぞれに，ステンレス製支点リングを２個(間隔２，５００mm程度)取り付けること。
イ　耐荷重は，それぞれ１００kg以上とすること。
なお，これにより難い場合は最大限の補強等を行った耐荷重とする。
ウ　取付部周囲に塗装剥離防止のためのステンレス製ガード等を取り付けるとすること。
⑵　リヤフェンダー内
ア　両側面それぞれにステンレス製Ｄ環を２個取り付けること。
イ　耐荷重は，それぞれ３００kg以上とすること。
ウ　取付部周囲に塗装剥離防止のためのステンレス製ガード等を取り付けるとすること。

7　電装品関係（型式，取付個数の詳細は別表１のとおり）

７－１　サイレン

⑴　電子サイレン
ア　アンプは，５０W以上で電子サイレン，電子警鐘，拡声機能及び音声合成機能を持つものとすること。
イ　アンプ本体は，キャブ内ダッシュボード中央スペースの適切な位置に埋め込み，取り付

けること。

ウ　スピーカーは電子サイレンアンプに適合するものであること。また，必要に応じてキャビン内のサイレン音を減衰できる機能を有しているものとすること。取り付けはキャビン上部ハイルーフへ設置又は内蔵とし，防雪カバーを取り付けること。

エ　電子サイレンアンプ用のマイクをキャビン内の，助手席側から操作し易い位置に取り付けること。

　また，運転席側フロントピラーにフレキシブルマイク及び入・切スイッチを取り付けること。

オ　車体左側後方の車外無線送受話機取出ボックス内に，電子サイレンアンプ用のマイク格納ボックスを設け，キャビン内の電子サイレンアンプをリモートコントロールして外部拡声ができるマイクを取り付けること。

カ　上記オは，インピーダンスが適合する配線でマイクと電子サイレンアンプを適切に結線すること。

キ　消防用広報メッセージは別途指示する。

⑵　モーターサイレン

ア　モーターサイレンは，キャビン上部ハイルーフ内蔵又はキャビン下部の適切な位置とすること。

イ　スイッチは，キャブ内助手席側オーバーヘッドに自動吹鳴装置及び手動吹鳴装置を取り付けること。また，足踏式（ステンレス製の誤操作防止カバー付）を助手席足元(右足前方)の適切な位置に１箇所設けること。

７－２　赤色警光灯及び照明灯類

⑴　赤色警光灯

ア　高照度ＬＥＤでハイルーフ一体型すること。

イ　キャブ上部ハイルーフ前方部の適切な位置に取り付けること。

ウ　赤色警光灯本体の重量，車両走行中の振動及び雨水の浸入に十分耐えられるよう適切に補強等を行うこと。

エ　赤色警光灯本体のメンテナンスを十分考慮した取り付けとすること。

⑵　赤色点滅灯

ア　フロントグリル　４個

イ　フロントスポイラー（左右）　２個

ウ　車体資機材収納部の上部側板（左右）４個

エ　車体資機材収納部の後面上部（左右）２個

オ　取り付け方法は，点滅灯及び車両のメンテナンスに支障がないよう，必要に応じて台座等を作成し適切に取り付けること。

カ　メインスイッチを７－３⑴に設けること。

⑶　標識灯（隊名表示）

標識灯（隊名表示）はハイルーフ一体型とし，左右に各１箇所とすること。

⑷　作業灯

ア　フロントパネル（左右）　２個

イ　車体資機材収納部の上部側板（左右）４個

ウ　車体資機材収納部の後面上部（左右）２個

エ　取り付け方法は，作業灯及び車両のメンテナンスに支障がないよう，必要に応じて台座等を作成し適切に取り付けること。

オ　メインスイッチを７－３⑴に設け，点灯入・切スイッチは車体前部及び後部の適切な位置に取り付けること

⑸　次の箇所には，有効な照度を有するＬＥＤ等の照明灯を適切に取り付けること。

ア　車体資機材収納部（資機材積載庫内）

イ　車体資機材収納部の上面

ウ　クレーン用ジャッキ接地部付近を有効に照射する箇所

エ　車体へ昇降する，ステップ及び昇降用はしご等の付近

オ　エンジンルーム
カ　その他夜間作業に必要な箇所

７－３　架装用スイッチ等

⑴　集中スイッチパネル

ア　架装用のメインスイッチを，集中スイッチパネル（大阪サイレン製ＳＢＷ－１００又は同等品以上の性能のもの）に集約すること。

イ　集中スイッチパネルは，キャブ内ダッシュボード中央スペースの適切な位置に埋め込み，取り付けること。

ウ　集中スイッチパネルには全て名称を明記し，赤色確認灯付きとすること。（詳細なスイッチの名称及び配列については別途協議）

⑵　運転席側オーバーヘッドに，次の確認灯又は警告灯（赤色）を取り付けること。

ア　ＰＴＯ作動確認灯
イ　自動昇降装置付投光器が上昇している確認灯
ウ　手動伸縮装置付きキセノン灯式探照灯が上昇している確認灯
エ　はしご昇降装置の未収納警告灯
オ　クレーン装置の未収納警告灯
カ　クレーン装置アウトリガーの未収納警告灯
キ　車体資機材収納部（シャッター及び下ヒンジ扉等）の各収納扉未閉鎖警告灯
ク　その他必要な確認灯及び警告灯

⑶　内部及び外部スイッチ

車体内部及び外部に取り付ける架装用スイッチには，ステンレス製の保護枠を取り付けること。また，スイッチ操作を容易に出来るよう，取り付けの向きに配慮すること。

７－４　バックアイカラーカメラ及びカーナビゲーション

⑴　バックアイカラーカメラは，次のとおりとすること。

ア　カメラを車体後部の適切な位置に取り付けること。

イ　走行用のシフトレバーがＲレンジに入った場合，又は増設モニタースイッチがＯＮの場合に自動的にモニターに車体後方を写し出すものであること。

ウ　随時モニタースイッチを操作することにより，上記イ以外でも車体後方を写し出すことができること。

エ　モニターは，カーナビゲーションモニターと兼用すること。

オ　バックアイカラーカメラとカラーモニターを専用の配線で適切に結線すること。

カ　カメラの取り付け及び配線引き込みは，防水対策を適切に行うこと。

⑵　カーナビゲーションシステムは，次のとおりとすること。

ア　ビルトインタイプとし，運転席から視認及び操作が容易な位置に取り付けること。

イ　カラーモニターは７インチ以上とし，番地・号の表示機能を有する詳細な平成２７年度版市街地図及び全国版地図を備えたＨＤＤ又はＳＤ方式等とすること。

ウ　自律航法装置として，ＧＰＳ（全地球測位システム），車速センサー，ジャイロ等を備えていること。

エ　フルセグチューナー及び上記⑴のバックアイカメラ接続機能を備えていること。

オ　走行軌跡の記録機能及び表示（呼出し）機能を備えていること。

カ　災害現場を登録するための地点登録機能を（１００箇所以上）備えていること。

キ　メンテナンスを考慮し，国内製一般市販品（平成２７年度製品）とすること。

８　記入文字等の標示

８－１　記入文字

⑴　書体は，楷書丸ゴシックとし，体裁よく配列すること。

⑵　記入箇所及び文字は，次のとおりとすること。（詳細の配置位置等については別途指示）

記入箇所	記入文字	色	大きさ(㎜)	記入方向
キャブ両側 （後部座席ドア）	仙台市消防局	白	１２０×１２０	向かって左から記入

キャブ両側 （運転席・助手席ドア）	仙Ｒ２	白	１００×９０	〃
標識灯 （キャブ屋根左右）	仙Ｒ２	黒	６０×６０	〃
キャブ屋根上部 （対空標示）	仙Ｒ２	黒	縦８００×横５００程度 （適宜調整とする）	進行方向に向かって 左から記入
キャブ前面 （運転席側フロントガラス下）	仙台	白	８０×８０	向かって左から記入
キャブ前面 （助手席側フロントガラス下）	仙Ｒ２	白	６０×６０	〃
車体後部左側	仙Ｒ２	白	１００×９０	〃
車体後部右側	仙台	白	１００×１００	〃
車体左右後部	特別機動救助隊	白	２００×２００	〃
車体後部中央	救助工作車	白	２００×２００	〃

⑶　記入文字の材質は，フィルムとし，住友スリーエム製スコッチカル（コントロールタック）と同等以上の性能があるものとし，フィルム表面には，クリア加工の処理をすること。

８－２　ラインマーク等

車体両側に，ラインマーク，英文字及び特別機動救助隊章を貼付すること。（詳細の配置位置等については別途指示）

８－３　銘板等

銘板等の取り付けは，次のとおりとすること。

⑴　スイッチ類には，名称及び「ＯＮ～ＯＦＦ」の表示をすること。（内部照明付きのスイッチは除く）
⑵　計器類には，名称を表示すること。
⑶　バルブ，コック類には，名称及び開閉方向を表示すること。
⑷　エアーブレーキの水抜き栓の箇所に名称を表示すること。
⑸　操作装置等は，名称及び操作方向等を表示（絵表示でも可）すること。
⑹　燃料及び作動油の給油口には，使用油の種類を表示すること。
⑺　各種フック等取付部には，フックの各使用角度及び許容荷重等を表示すること。
⑻　ウインチの操作部には，操作要領を示す銘板を次のとおり張ること。
ア　スイッチ類には，名称及び「ＯＮ～ＯＦＦ」の表示をすること。（記号でも可）
イ　操作装置等は，名称及び操作方向等を表示(絵表示でも可)すること。
ウ　作業能力等の銘板
エ　取扱要領及び注意事項を表示すること。

８－４　反射テープ及び反射板

⑴　扉開放時，扉が開放していることが確認できるように扉の側面に反射テープを取り付けること。
⑵　取り付ける扉は，次のとおりとすること。
ア　キャブのすべての扉
イ　車体下部の資機材収納ボックスの扉（シャッター式扉は除く）
⑶　反射テープは，住友スリーエム製スコッチライト（高輝度タイプ９８１－７１型），又は同等以上の性能があるものとすること。
⑷　車体左右側面の反射板は，下部収納ボックス扉に貼付けし，下方クリアランスを確保すること。

９　無線機関係

９－１　取付等について

⑴　無線機用アンテナ及びケーブル（２６０MHz・４００MHz）
ア　無線機用のアンテナを，アンテナ1本に対しそれぞれ単独の台座等を設け，キャブの屋根に取り付けること。
イ　アンテナからキャブ内助手席の足元前方まで，アンテナ用ケーブル（５Ｄ２Ｖ）を敷設すること。
なお，ケーブル敷設は，露出のないように適切に行い，端末は，約２ｍの余長をとること。
ウ　専用のＬ型接続コネクターにより，アンテナ本体とケーブルを接続すると共に，接続部が外部に露出しないこと。
エ　取り付けに当たっては，アンテナ基台部のアースを十分に確保し，漏水及び防錆対策を十分に行うこと。
⑵　無線機本体は助手席側オーバーヘッドに埋め込み設置とし，付属機器（ハンドセット等）の取り付け用金属製台座を，ダッシュボード上の中央から助手席側の適切な位置に取り付けること。
なお，取付面の大きさは，幅４５０㎜，奥行２００㎜程度以上とし，適切に加工すること。
⑶　当局が別途支給するＡＶＭ（車両動態表示装置）端末機器を取り付けること。端末本体は，上記９⑵の金属製台座を活用し，適切に取り付けること。
⑷　電源については，無線機メーカー推奨の施工方法を採用して実施すること。（詳細については別途協議）
⑸　車外無線送受話機取出ボックス等
ア　車体左側後方の側面（クレーンアウトリガー付近），に埋込式に取り付けること。
イ　配線用導管（鋼管フレキシブル型）を，車外無線送受話機取出ボックスから，キャブ内助手席の足元付近まで敷設すること。
ウ　配線用導管は，内径が３０ｍｍ以上の鋼管フレキシブル型とすること。
エ　配線用導管の端末（車外無線送受話機取出ボックス固定部とキャブ内固定部）は，絶縁ブッシングを取り付けること。
オ　配線用導管の固定は，Ｕ字型の固定金具等でキャブ床に適切に固定すること。
カ　配線用導管は，極力目立たない隅やキャブ内部を通すこと。
キ　配線用導管の中に，針金を通しておくこと。
⑹　後部座席助手席側付近に無線送受話器及びスピーカーを取り付けること。
⑺　無線装置一式を「別紙１　消防業務用超短波無線電話装置仕様書（救助工作車)」のとおり取り付けること。

９－２　無線雑音防止装置
⑴　各電装品は，無線障害のないものを使用すること。また，そのおそれのあるものには，無線雑音防止装置（セラミックコンデンサー等）を取り付けること。
⑵　ボンディングアース
次の箇所にはボンディングアースを行うこと。
なお，アース線は平織のアース線とし，金属で両側端末を処理したものとすること。
ただし，樹脂コート等によりその効果が期待できないもの及び，取り付けの必要がないと認められる場合についてはこの限りではない。
ア　エンジンとシャシーフレーム
イ　ラジエターとシャシーフレーム
ウ　ミッションケとシャシーフレーム
エ　オルタネーター（レギュレーターを含む）とシャシーフレーム
オ　キャブとシャシーフレーム
カ　キャブとドア
キ　サスペンションとシャシーフレーム

10　取付品，積載予定品及び付属品
⑴　取付品，付属品及び積載品は別表１～３のとおりとし，この仕様書で指定するもの以外で

公表された標準添付品はすべて納入すること。

⑵　別表３積載品のうち，文字を記入するものについては，次のとおりとすること。

ア　書体は，楷書丸ゴシックとすること。

イ　大きさ及び色については，適宜とすること。

ウ　記入文字が必要な資機材はについては，別表３のとおりとする。

エ　積載品のうち，別表３の救助用資機材一覧で指定するものについては，救助用資機材名を記入すること。

オ　品名は，次のとおり記入すること。

(ｱ)　資機材収納部の扉を開放した時，救助用資機材の品名が確認できる側に記入すること。

(ｲ)　救助用資機材を収納箱に収納する場合は，上記同様に扉を開放した時，救助用資機材の品名が確認できる側の収納箱に記入すること。

別表１　取付品一覧表

番号	品　　　名	数量	備　　　　　考
1	左サイド補助ミラー	１個	メーカー純正品　又は同等以上の性能のもの
2	サイドマーカーランプ	２個	メーカー純正品　又は同等以上の性能のもの
3	路肩灯（バス型）	２個	ＬＥＤ式　保安基準認定品のもの
4	サイドバイザー	４個	大型で透明タイプを各ドアに取り付け
5	サンバイザー	２個	メーカー純正品　又は同等以上の性能のもの
6	アシストグリップ	２個	メーカー純正品　又は同等以上の性能のもの
7	キャブ内照明灯	４個	ＬＥＤ式　運転席及び助手席の上部に各１個，後部座席上部に２個
8	フレキシブル ルームランプ	３個	ＬＥＤ式　助手席１個，後部座席左右に各１個
9	時計	１個	リズム時計製大型デジタル時計8AD852型(埋込型)、又は同等以上の性能のもの
10	フロントスポイラー	１式	メーカー純正品 又は同等以上の性能のもの
11	ナンバープレート	２個	ステンレス製
12	バックブザー	１式	ブザー１組、サイレンアンプ内蔵の音声警告１組（右折、左折、後退）、付属装置１組、
13	バックライト	２個	メーカー純正品　又は同等以上の性能のもの
14	バックアイカメラ	１式	市光工業製ＸＣ－２２０Ａ（カメラプロテクター付）　又は同等以上の性能のもの
15	カーナビゲーション	１式	平成２７年度製品　ＨＤＤ又はＳＤ方式
16	車輪止め	２個	合成ゴム製（取っ手付き）
17	自動車用消火器	１基	粉末ＡＢＣ２０型車両用
18	全自動電子 バッテリー管理器	１式	七宝電子工業製　ずぼら充電器ＳＡ-12ＰＷ-Ｍ　又は同等以上の性能のもの。マグネット式キャプタイヤコード10m付
19	空気呼吸器取付装置	５基	助手席１基，後部座席４基
20	キャブ内収納箱 （Ａ・Ｂ・Ｃ）	各 １個	(A)　キャブ内収納箱Ｂのスペースを確保しつつ，運転席と助手席の間を最大限に使用した収納箱とすること。（脱着式仕切り板4枚を任意の位置に取り付けることが出来るよう、仕切り板用の溝を複数設けること） (B)　幅550mm，奥行150mm，高さ380mm程度（仙台市仕様消防地図帳７冊を収納できるもの） (C)　後部座席空気呼吸器取り付け装置下部を最大限に活用した大きさとすること。

番号	品　　　名	数量	備　　　　　考
21	フロントウインチ	１式	大橋機産㈱製　ＭＣＷ５５０ＲＲＴ　又は　ロッツラー製　ＨＺ０５１/２－５８Ｆ　又は同等以上の性能のもの ・５トン用アイフック×１個 ・５トン用シャックル×１個 ・ワイヤーロープ（予備）×４本
22	リヤウインチ	１式	大橋機産㈱製　ＣＷ５１０３ＤＶ　又は同等以上の性能のもの ・５トン用アイフック×１個 ・５トン用シャックル×１個
23	発電装置	１式	出力２５ＫＶＡ以上の性能のもの　標準付属装置１式
24	クレーン装置	１式	３段ブーム以上，最大吊上げ力２．９トン以上の性能のもの 標準付属装置１式 ・３トン用クレーン滑車×１個 ・３トン用シャックル×２個
25	手動伸縮装置付き キセノン式探照灯	１式	湘南工作所製　ＳＴ－Ｘ３１０ＮＳ１　標準付属装置１式　又は同等以上の性能のもの
26	自動昇降装置付投光器	１式	ＬＥＤ照明　１２００Ｗ相当以上×２灯式のもの 標準付属装置１式　・予備の集光及び拡散レンズ各１組
27	電動式積載はしご昇降装置	１基	佐藤工業所製　ＳＳＡ－Ⅱ型　又は同等以上の性能のもの
28	牽引フック	６個	・フロントウインチ両側 ステンレス製ピントルフック（耐荷重３トン以上）×２個 ・フロントウインチ下部 ステンレス製バウシャックル（耐荷重３トン以上）×２個 ・リヤウインチ両側 ステンレス製バウシャックル（耐荷重３トン以上）×２個
29	車両側板立ち上げ部支点リング	４個	ステンレス製支点リング（耐荷重100kg以上）×左右各２個
30	リヤフェンダー内支点リング	４個	ステンレス製支点リング（耐荷重300kg以上）×左右各２個
31	電子サイレンアンプ	１式	本体１台　大阪サイレン製 TSK-5102V　又は同等以上の性能のもの
32	スピーカー	１式	５０Ｗ程度
33	モーターサイレン	１個	大阪サイレン製前部開放６ＳＡ型　又は同等以上の性能のもの
34	集中スイッチパネル	１個	大阪サイレン製ＳＢＷ－１００　又は同等以上の性能のもの
35	散光式赤色警光灯	１式	ハイルーフ一体型ＬＥＤ式
36	赤色点滅灯 （フロントグリル）	４個	ウイレン製　ＷＩＯＮＢＲ２４又は同等以上の性能のもの
37	赤色点滅灯 （フロントスポイラー）	２個	ウイレン製　Ｍ７ＦＣＲ２４　又は同等以上の性能のもの
38	赤色点滅灯 （側面･後面）	６個	ウイレン製　Ｍ９ＦＣＲ２４　又は同等以上の性能のもの ・車体側板　左右各２個 ・車体後面　左右各１個

番号	品　　　名	数量	備　　　　　考
39	作業灯 (側面・後面)	６個	ウィレン製　Ｍ９ＬＺＣ２４　又は同等以上の性能のもの ・車体側板　左右各２個 ・車体後面　左右各１個
40	作業灯 (フロントパネル)	２個	ウイレン製　ＰＥＬＣＣ２４　又は同等以上の性能のもの
41	標識灯	２個	ハイルーフ一体型
42	照明灯	１式	ＬＥＤ式　取付箇所は仕様書第３　７－２⑸のとおり
43	無線機等	１式	別紙１　消防業務用超短波無線電話装置仕様書（救助工作車）のとおり
44	消防章(φ150㎜真鍮製)	１個	全体をクロームメッキ処理し，中央を切り込み金メッキ処理した真鍮製の仙台市章を埋め込んだもの

別表２　付属品一覧表

番号	品　　　　名	数量	備　　　　　　考
1	すのこ板	１式	合成樹脂製
2	タイヤチェーン	1組	SCC製ケーブルチェーン、又は同等以上の性能を有するもの
3	標準工具	１組	シャシーメーカー標準積載品
4	鍵	１式	エンジンキー（ドアキー兼用）×３本 架装部収納ボックス×各３本
5	スペアタイヤ	１本	

別表３　救助用資機材一覧表

1 「型式」欄:「式」及び「セット」と表されているものは付属品等1組をいうものである。
2 「同等品以上可」欄:「○」印が付いているものは、同等品以上の性能の物に限り認めるものとする。ただし、同等品の場合には、入札説明書に掲げる期限まで消防局担当者に現物を提示するなどして性能を示し、協議のうえ決定することとする。
3 「表示」欄:「○」印が付いているものは、当局が塗装工程前までに別途指示する文字を記入すること。ただし、表示方法については、契約後別途協議を行うものとする。
4 「積載別」欄:「○」印が付いているものについては、積載装置または収納箱等により、資機材別に収納すること。ただし、積載方法等については、契約後別途協議を行うものとする。
5 「備考」欄:支給品についてのメーカー・型式等については、契約後別途指示する。
　なお、支給品については予定であり、増減する可能性があるため、詳細については契約後別途指示する。

救助用資機材　一覧表

No.1

資機材名	型　　　　式	数量	同等品可	標示	積載別	備考
一般救助用器具						
かぎ付はしご					○	支給品
三連はしご	モリタ製　MTTL-387(チタン製)	1	○	○	○	
金属製折りたたみはしご					○	支給品
空気式救助マット					○	支給品
救命索発射銃					○	支給品
サバイバースリングまたは救助用縛帯	藤倉航装製 AZ-1031-1型	1	○	○	○	
平担架	エルゴン　WMR－16159/V	1	○	○	○	
	付属品　ヘッドロック(WMR－9150)	1	○	○	○	
	ストラップ(WMR－9156)	1	○	○	○	
ロープ	東京製綱　M打(白200m×1、赤200m×1)	2	○		○	
カラビナ	伊藤製作所製　KA102WS	10	○		○	
	伊藤製作所製　KA12KS	10	○		○	
滑車	KT02A	4	○		○	
重量物排除用器具						
油圧ジャッキ	ﾎﾙﾏﾄﾛ社製　ｼﾘﾝﾀﾞｰ型ﾃﾚｽｺﾋﾟｯｸﾗﾑ　TR4350C	1	○	○	○	
	ラムサポートHRS22	1	○	○	○	
	ハンドポンプ　HTW1800C	1	○	○	○	
油圧スプレッダー	ウェーバー社製　SPS360 E-FORCE　セット(電動式)	1	○	○	○	
	付属品一式(充電器1個、バッテリー3個)	1	○		○	
可搬式ウインチ					○	支給品
ワイヤーロープ	玉かけワイヤー(12mm及び16mmを1m、3m、5m×各1本)	1	○		○	
マンホール救助器具	CMC　アリゾナボーテックス　一式	1	○	○	○	
切断用器具						
エンジンカッター					○	支給品
	K760　レスキュー用替ブレード一式 (金属3　非金属3　ダイヤモンド2)	1	○		○	
パワーカッター	ハスクバーナー社製　パワーカッター　K760cut-n-break	1	○	○	○	
	替えブレード	3	○		○	
	加圧式水タンク	2	○		○	
ｶﾞｽ溶断器					○	支給品
チェーンソー	ハスクバーナ社製　445e(レスキューチェーン)	1	○	○	○	
	替刃	2	○		○	
鉄線カッター					○	支給品
破壊用器具						
万能斧	トップマンとび　SR-OK-0837	2	○		○	
ハンマー					○	支給品
携帯用コンクリート破壊器具					○	支給品
検知・測定用器具						
可燃性ガス測定器	理研社製　GX-8000　4成分浮子式ガス採集器8mトランク	1	○	○	○	
	乾電池ユニット、肩掛けベルト付アルミケース		○	○	○	
呼吸保護用器具						
空気呼吸器	シゲマツ社製　ライフゼムNM30F(CS)ボンベ付	5	○	○		
	シゲマツ社製　予備ボンベ730CⅡ　(150度バルブ)	2	○	○		
	ボンベカバー	14	○			
隊員保護用器具						
耐電手袋	ヨツギ　YS－101－8－1	3	○	○	○	
安全帯	ツヨロン　SAF－5－21	5	○	○	○	
防塵メガネ					○	支給品
携帯警報機	ドレーゲル社製 BG1000　タリー・ボタン付	5	○	○	○	

No.2

資機材名	型　　　　　式	数量	同等品可	標示	積載別	備考
その他の救助用器具						
投光器一式	クライシスインテリジェンス　アイストーム30	1	○	○	○	
	付属品　　三脚　PHCX＿505	1	○	○	○	
	コードリール　日動　RBW－E305	1	○	○	○	
	延長コード　日動　PSW－20E	1	○	○	○	
携帯投光器	ストリームライト　ファイヤーバルカンLED（充電器付属）	4	○	○	○	
携帯拡声器	ノボル電気製作所　TS－613L（蓄光型）	1	○	○	○	
携帯無線機						
応急処置用キット					○	支給品
その他の携帯救助工具						
鳶					○	支給品
敷板	一式（250×250×50　2枚、350×700×50　4枚）	1	○		○	
角材	一式(130×130×300　1本、130×130×400　1本、160×160×500　2本)	1	○		○	
金テコ					○	支給品
斧					○	支給品
大型バール					○	支給品
特殊工具一式	ソケットレンチセット（mm）　TONE260M－ISO	1	○		○	
	ソケットレンチセット（インチ）　TONE260		○		○	
	メガネレンチセット（mm）（45°　ロングタイプ）　TONE　M446		○		○	
	ラチェットドライバーセットRDS232		○		○	
	スパナセット　TONE35M（mm），TONE30（inch）		○		○	
	ロング六角棒L型レンチセットAL500・AL800		○		○	
	ウォーターポンププライヤ　TONE　KWP-250		○		○	
	コンビネーションプライヤ　TONE　CP－200		○		○	
	ペンチ　TONE　CT-175G，RP-151G		○		○	
	ニッパ　TONE　KN-150G		○		○	
	ドライバー（+）（-）　TONE　（TPD－001，002，003）（TMD－075，150）		○		○	
	ブラックシャフトハンマーBH－15		○		○	
	ウレタンショックハンマーUH－10		○		○	
	平タガネFC165		○	○	○	
	金属製工具箱（上記工具を収納し，車載できるもの）		○		○	
	藤原産業　T型トルクスレンチ　セット　ヘックスローブレンチSK11	1	○	○	○	
密閉袋一式					○	支給品
インパクトドライバー	マキタ　TP140DRFX（充電器、バッテリー各2を含む）	2	○	○	○	
ホールソー	ミヤナガ　インパクトキット1　SLBIBOX1JD	1			○	
	ｴｽﾛｯｸﾊﾞｲﾒﾀﾙｲﾝﾊﾟｸﾄﾎﾞｯｸｽｷｯﾄ（ｼｬﾝｸ,予備ｾﾝﾀｰﾄﾞﾘﾙ付）				○	
ハンディーカート					○	支給品
木栓	円錐型底辺60mm長さ310mm及び底辺40mm長さ310mmを各2本	2			○	
掛矢					○	支給品
スコップ					○	支給品
つるはし					○	支給品
鉈					○	支給品
ﾚｽｷｭｰﾌﾞﾛｯｸｾｯﾄ					○	支給品
のこぎり	ゼットソー　Zソー265	1	○		○	
レシプロソー	ヒルティー　WSR36－A　P2/3、OAh　Combo	1	○		○	
	替刃　LENOX850R	3	○		○	
ウインドポンチ	ホルマトロ　ウインドポンチ	1	○		○	
ガラス破壊器具	ワコー商事　グラスマスター	1	○		○	
エアバックセーフティー					○	支給品

No.3

資機材名	型　　　　　式	数量	同等品可	標示	積載別	備考
地域の実情						
救命胴衣	国貸与品を積載（モンベル社製）					
水中投光器	ライトジャパンポラリオンヘリオス社製　PS-PH40（予備バッテリー付属）	1	○	○	○	
バスケット型担架	ファーノ社　タイタンTIスプリット（チタン製分離型）（4ポイントﾌﾞﾗｲﾄﾞﾙ付属）	1	○	○	○	
	CMC　レスキュープロシリーズストレッチャーハーネス	1	○	○	○	
※※地域の実情						
放射線測定器※※					○	支給品

資機材名	型　　　　式	数量	同等品可	標示	積載別	備考
重量物排除用器具						
マット型空気ジャッキー式	フェテル社製　ﾆｭｰﾏｲﾃｨﾊﾞｯｸﾞSTEC（角型）	1	○		○	
	ｻｲｽﾞ　SV-14,SV-22,SV-29,SV-28L,SV-50(各1)		○		○	
	調整器　ACU（ライトなし）		○		○	
	減圧器		○		○	
	SBVホース（赤、黄　各1本10m　計2本）		○		○	
	ストップバルブ（赤、黄　各2本　計4本）		○		○	
大型油圧スプレッダー	ﾎﾙﾏﾄﾛ社製　SP4230C（予備チップ含）	1	○	○	○	
	チェーンアダプタ	1	○	○	○	
	チェーンセット	1	○	○	○	
切断用器具						
大型油圧切断機	ﾎﾙﾏﾄﾛ社製　CU4050C NCT Ⅱ（替刃含）	1	○	○	○	
	ｴﾝｼﾞﾝポンプ　PU30C	1	○	○	○	
	ホース　C05OU	1	○	○	○	
	ホース　C05BU	1	○	○	○	
	ホース　C15OU	1	○	○	○	
	ホース　C15BU	1	○	○	○	
空気切断機	国富商会　空圧工具SR－300型－1412（ボンベなし）	1	○	○	○	
破壊用器具						
削岩機	ビーガンCB4410	1	○	○	○	
	付属品　超硬チゼル30	1	○	○	○	
	低騒音チゼル30	1	○	○	○	
	ウェッジ40	1	○	○	○	
	アスファルトカッター	1	○	○	○	
	ビーガン専用オイル	1	○	○	○	
ハンマドリル		1			○	支給品
呼吸保護用器具						
酸素呼吸器	カワサキ　OXY－GEM11型用酸素ボンベ（FRP）	5	○	○	○	
	カーライム（9kg）	1	○	○	○	
簡易呼吸器	シゲマツ　ライフレスクミニ2	2	○	○	○	
防塵マスク	シゲマツ　DR80U2W（予備フィルターを含む）	5	○		○	
送排風機	ｻﾝｷﾃｸﾉｽ社製　PEF型282Y（ダクト×2付属）予備　締付バンド　BD－300×1	1	○	○	○	
隊員保護用器具						
耐電衣	ヨツギ　YS－121－1－5	2	○	○	○	
耐電ズボン	ヨツギ　YS－122－1－2	2	○	○	○	
耐電長靴	ヨツギ　YS－111－9－5	2	○	○	○	
その他の救助用器具						
緩降機					○	支給品
ロープ登降機	ペツル製　アッセンションー式（B17WRA×2、B17WRL×2）	1	○	○	○	
	フットコード	4	○	○	○	
発電機	ヤマハ発電機　EF2500i	1	○	○	○	

省令別表第2（地域実情）

資機材名	型　　　　式	数量	同等品可	標示	積載別	備考
地域の実情						
ｺﾝｸﾘｰﾄ・鉄筋切断用ﾁｪｰﾝｿｰ	ハスクバーナー　K970チェーン（予備チェーン×1）	1	○	○	○	
	予備チェーン	2	○	○	○	
	加圧式水タンク	2	○	○	○	

別紙１

消防業務用超短波無線電話装置仕様書（救助工作車）

平成２７年度

仙台市消防局

１　概　要

本仕様書は、仙台市が購入する消防車両に搭載する無線電話装置について、設置機器及び必要な手続き等を定める。

２　設置機器

以下の機器を車両に設置すること。設置場所及び配線等の詳細にあっては発注者の指示に従うこと。

※(1)から(4)については発注者が別途支給するものを設置すること。

※(5)及び(11)については発注者が支給する（1）から（4）までの製品と互換性があり、一体として支障なく運用することができる製品とすること。

(1) AVM 端末装置本体…1 台
　(富士通ゼネラル製 HG-7COM03B)

(2) AVM 端末装置 LCD タッチモニタ…1 台
　(富士通ゼネラル製 HG-7LCD02X)

(3) GPS 装置…1 台
　(富士通ゼネラル製 HG-6GPS05)

(4) GPS アンテナ…1 台
　(富士通ゼネラル製 WH-278)

(5) 車載型移動局無線装置…１台
　(富士通ゼネラル製 CM-2011D3 取付金具(マウントシャーシ CM-2011D)を含む)
　又は同等以上の性能のもの。)

(6) 空中線共用器…１台
　(日本アンテナ製 PP-1954)

(7) ハンドセット延長ケーブル

(8) 外部アンテナ…2 式
　(260MHz 帯デジタル無線機用、コネクタ含む)

(9) 400MHz 携帯無線機用アダプタ…1 台

(10)外部アンテナ…1 式
　(400MHz 帯デジタル無線機用、ケーブル、コネクタ含む)

(11)ハンドセット…3 台（車内用 2 台、車外用 1 台）

(12)スピーカ…3 台(車内用 2 台、車外用 1 台)

(13)DC/DC コンバータ（入力 22.0～30.0V 出力 13.8V±10% 5A 以上）

(14)電源ノイズフィルター

３　手続き

引渡しの時点から無線局（陸上移動局）として正式運用ができるよう、関係機関に対し必要な手続きを行うこと。

４　提出書類

引渡し時に以下の書類を提出すること。

(1) 無線局免許状…１部

(2) 無線局申請書の写し(東北総合通信局の押印がされているもの）…１部

(3) 機器構成一覧図（接続系統図、施工図）…１部

５　その他

(1) 仕様書の内容に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上実施すること。また、本仕様書に明記されていない事項であっても、当然に必要なものについては受注者の負担で処理すること。

(2) 系統図及び外観図については別図のとおり

車載システム　接続系統図
GPS
アンテナ
LCDタッチモニタ
（8インチ）
GPS装置
映像
制御
電源
通信用
多芯ケーブル
電源ケーブル
車載情報端末装置
本体
OFF
ACC
ON
電源ケーブル
ACCへ
BATTへ
スピーカー
（車内用）×2個
ハンドセット
（車内用）×2個
ハンドセット
（車外用）
スピーカー
（車外用）
通信用多芯ケーブル
車載用アンテナ
車載用アンテナ
同軸ケーブル
同軸ケーブル
同軸ケーブル
空中線
共用器
消防救急デジタル無線
車載型無線装置
ACCへ
BATTへ

4. 外観図

・車載型移動局無線装置

CM-2011D3（分離制御器接続増設タイプ）

版	年月日	設計	承認	変更内容

設計 . . 調査 承認

名称	平成25年度 仙台市消防救急デジタル無線設備活動波整備工事
図番	
提出先	

富士通株式会社

99·05 FDHC-4531-9

・マウントシャーシ

				名称	平成25年度 仙台市消防救急デジタル無線設備 活動波整備工事	
				図番		提出先
版	年月日	設計	承認	変更内容	富士通株式会社	ページ 10／33
設計	. .	調査		承認		

99・05 FDHC-4531-9

・ハンドセットホルダ
216
78
50
2-φ6
65
72
名称
平成25年度 仙台市消防救急デジタル無線設備
活動波整備工事
図番
提出先
版
年月日
設計
承認
変更内容
設計
調査
承認
富士通株式会社
ページ
14／33
99·05 FDHC-4531-9

5. 構成図
LCDタッチモニタ
8インチ
デジタル無線機
制御装置
GPSアンテナ
GPS装置
スピーカ
電源スイッチ
外部動態設定部
車両入力電圧
13.8V/26.4V
名称
平成25年度仙台市消防救急デジタル無線設備
活動波整備工事
図番
提出先
版
年月日
設計
承認
変更内容
調査
富士通株式会社
ページ
6
／10

6. 外観図

AVM 端末装置(制御装置)外観図

AVM 端末装置(タッチLCDモニタ)外観図
ベゼル 材質 ：ポリカーボネート(ガラス20%) t=3.0
色 ：ブラック
仕上げ：微細シボ
シート 材質 ：PET t=0.2
塗装色：ブラック
ロゴ色：富士通ゼネラル殿指定色 (ウイトグレイ 色番号：97N19)
板金 材質 ：SECC/K2(鉛フリー) t=1.0
塗装色：富士通ゼネラル殿指定色 (ブラック 色番号：97N18)
仕上げ：3分つや
シルク：富士通ゼネラル殿指定色 (ウイトグレイ 色番号：97N19)
名称
平成 25 年度仙台市消防救急デジタル無線設備
活動波整備工事
提出先
図番
版
年 月 日
設 計
承 認
変 更 内 容
設 計
調 査
承 認
富士通株式会社
ページ
8 / 10

AVM 端末装置(GPS装置)外観図

				名称	平成25年度仙台市消防救急デジタル無線設備 活動波整備工事	
				図番		提出先
版	年 月 日	設 計	承 認	変 更 内 容	富士通株式会社	ページ 9/10
設 計	. .		調 査	承 認		

AVM 端末装置(GPSアンテナ)外観図
34.00±0.50
37.40±0.50
Connector
12.95±0.50
(Without the thickness of label or skid proof)
Connector
Label View
Made in China
Connector
名称
平成25年度仙台市消防救急デジタル無線設備
活動波整備工事
図番
提出先
版
年月日
設計
承認
変更内容
設計
調査
承認
富士通株式会社
ページ
10
/10